

公園施設概要一覧

1 都市計画決定 昭和54年8月3日

 2
 公園開園面積
 52.4ha

 3
 開
 國

 Example 1
 昭和59年5月

4 施設概要

施設名	面積	施設概要	備考
陸上競技場	約33,160m2	第1種公認競技場、400m9コース、収容人員18,000人、夜間 照明4基、大型映像表示装置、多目的掲示装置、天然芝 (ティフトン) グラウンド、屋内練習場、トレーニン グルーム、雨天練習場、研修室3室、会議室2室、放 送室他 ※H27.8設置のフリーWiFi(管理センター棟、雨天練 習場)は、R8.3にサービス終了予定のため、R6以降に 別のサービスへ切替予定。	H15.10(改修済) H20.9(トラック舗装改修完了) H25.9(トラック舗装一部改修完了) H27.4(トラック舗装全面改修完了) R3.3(一部改修完了) R5.3(全面改修完了) ※WiFi通信料等は、サービス切替 後も指定管理者が負担すること(R4 年度実績額:439,560円)。
補助競技場	約10,620m2	第3種公認、400m6コース、天然芝(高麗芝)グラウン ド、更衣室・器具倉庫、放送室他	H16.4(改修済) H25.11(一部改修完了) H30.9(全面改修完了) R5.12(一部改修予定)
野球場	約18,270m2	両翼92m、中堅120m、夜間照明4基、収容人員11,000人、 屋内ピッチング場、大会運営室、研修室2室、放送 室、スコアボード他	
球技場	約25,360m2	天然芝 (ティフトン) グラウンド、収容人員3,000人、夜間照明4基、更衣室他	H18.10(改修済)
鳥取県民体育館	約12,030m2	メインアリーナ:バスケット3面、収容人員3,300人、サブアリーナ:バスケット1面)、トレーニングルーム、研修室4室、視聴覚室、放送室他	R6.6(天井耐震改修予定)
テニス場	約13,560m2	テニスコート16面(うち夜間照明8面)、大会議 室、研修室他	R4.3(第2・3囲い張替完了) R6.3(第1・4囲い張替予定)
多目的広場	約13,860m2	天然芝 (ティフトン) グラウンド、ソフトボールグラウンド、 更衣室他	H17.10(改修済)
令和みどり広場	約 5,380m2	芝生他	
投てき場	約 7,585m2	全天候舗装、アーチェリー場、芝生他	R3.5(全面改修完了)
桜の園	約15,000m2	因幡千本桜、展望台、休憩所他	
コミュニティー広場	約 1,700m2	遊具他	R3.3(一部改修完了)
遊具広場	約 2,400m2	コンビネーション遊具他	
おもしろ広場	約 2,130m2	コンビネーション遊具、ローラースライダー他	
中央広場	約19,160m2	芝生他	
モニュメント広場	約 4,280m2	モニュメント他	
休憩広場	約 5,770m2	芝生他	
ふれあい広場	約20,100m2	ゲートボール場、モニュメント、休憩所、ナチュラル ガーデン	※ゲートボール場とふれあい広場の 一部をクレイ補装し、多目的広場とし て整備予定(臨時駐車場、ゲート ボール、ペタンク等。R6年度中に供 用開始予定)
メインエントランス	約 9,990m2	インターロッキング舗装、植栽他	
親水広場	約 2,310m2	水路、植栽他	
駐車場	約40,000m2	駐車場7カ所(約1000台)、駐輪場他	
トリムの森	約30,630m2	園路他	
公衆便所棟	約 580m2	施設外公衆トイレ10カ所	
飲食施設	約 315m2	ツリーズコーヒーカンパニー	
その他施設	約229,810m2	芝生広場、野球場前広場、日本庭園、樹林地他	
合計	約524,000m2		

許可施設一覧

資料3

布勢総合運動公園

(1)都市公園法第5条許可施設(設置管理許可)

1)都市公園法第5条許可施設(設置管理許可)					
許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用期間	
飲食施設管理	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	315.50m2	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
原材料保管庫設置	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	25.86m2	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
飲食施設看板	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	1.56m ²	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
オープンデッキ植栽、芝生、 ガーデンフェンス	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	11.795 m ²	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
ヘリポート用壁面マーキング	鳥取市布勢166-1、 208-2(球技場)	県消防防災航空センター	0.4m²	令和3年3月1日から 令和8年3月31日まで	
アーチェリー競技用マーキング	鳥取市布勢(投てき場)	鳥取県アーチェリー協会	0.35m²	令和3年6月15日から 令和8年6月14日まで	
ネーミングライツ愛称標識	鳥取市布勢(中央広場、陸上競技場壁面、 野球場壁面、テニス場壁面、県民体育館壁面)	ヤマタホールディング(株)	12.21㎡(5箇所)	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	
鳥取ユニバーサルスポーツ センター ノバリア設置	鳥取市桂見10-1他	(一社)鳥取県障がい者スポー ツ協会	727.20m²	令和1年7月16日から 令和6年3月31日まで	
飲食施設横駐車場管理	鳥取市桂見(布勢公園 内)	(株)Trees	12.50m2(1区画)	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
公共下水道汚水マス設置	鳥取市桂見5-2、498-2	鳥取市	1.84m2	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで	
駐車場管理	鳥取市桂見(第6駐車 場、県民体育館西側駐 車場)	(一社)鳥取県障がい者スポー ツ協会	100.00㎡(8区画)	令和2年7月1日から 令和6年3月31日まで	
駐車場管理(公用車用)	鳥取市桂見(第5駐車 場)	(一社)鳥取県障がい者スポー ツ協会	25.00㎡(2区画)	令和2年7月1日から 令和6年3月31日まで	
車いす使用者用駐車施設等 管理	鳥取市桂見13-2他	(一社)鳥取県障がい者スポー ツ協会	283.94m²	令和2年7月1日から 令和6年3月31日まで	
駐車場管理	鳥取市桂見、里仁(県 民体育館西側駐車場、 第7駐車場)	(公財)鳥取県スポーツ協会	150.00m2(12区画)	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	

(2)都市公園法第6条許可施設(占用許可)

	A (
許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用期間
電力供給施設設置	鳥取市桂見	中国電カネットワーク(株)鳥取 ネットワークセンター	電線16. 2m	令和4年9月8日から 令和14年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市桂見、里仁	中国電力ネットワーク(株)	電線9, 280m	令和5年2月3日から 令和14年3月31日まで
避難場所表示板設置	鳥取市布勢	鳥取市	標識1基	令和5年2月17日から 令和10年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市里仁	日本海ケーブルネットワーク (株)	光ケーブル826m	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで
上水道施設	鳥取市布勢	鳥取市水道事業管理者	水道管10. 7m	令和4年9月5日から 例14年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	(株)エルネギア・コミュニケー ションズ	光ケーブル148m	令和4年6月28日から 令和14年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)	通信線192m	令和4年6月27日から 令和14年3月31日まで
鳥獣保護区管理標識	鳥取市布勢	県東部総合事務所生活環境局 生活安全課	標識2基	令和4年6月8日から 令和14年6月7日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)	電柱6本	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで
道路標識(横断歩道予告標 識)	鳥取市桂見	鳥取県警察本部交通部交通規 制課	道路標識1本	令和3年10月12日から 令和13年3月31日まで
鳥取市防災無線	鳥取市布勢	鳥取市	鋼管柱1本	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで
下水道施設	鳥取市里仁	鳥取市	下水管2. 02m、1箇 所	令和2年9月4日から 令和12年3月31日まで
森林公園「とっとり出合いの 森」案内看板	鳥取市桂見	県農林水産部森林·林業振興 局林政企画課	案内標識1本	令和2年8月24日から 令和12年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市里仁、布勢、桂 見	中国電力ネットワーク(株)鳥取 ネットワークセンター	電線4959. 8m	令和2年5月19日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市里仁	中国電力ネットワーク(株)鳥取 ネットワークセンター	埋設管1m	令和2年5月19日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力ネットワーク(株)鳥取 ネットワークセンター	埋設管248m	令和2年5月19日から 令和11年3月31日まで
電気通信線路設置(携帯電話アンテナ)	鳥取市布勢	KDDI(株)西日本テクニカルセ ンター	鳥取県民体育館局	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電気通信設備設置	鳥取市里仁	西日本電信電話(株)	電柱1本、支柱1本	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱7本、支線2本	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	支線1本	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱2本、支線1本	平成29年4月1日から 令和9年3月31日まで
上水道施設	鳥取市布勢	鳥取市水道事業管理者	水道管0. 8m	平成29年1月13日から 令和8年3月31日まで
下水道施設	鳥取市布勢	鳥取市下水道等事業管理者	下水道管83. 28m	平成28年3月24日から 令和7年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	日本海ケーブルネットワーク (株)	電柱2本	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱1本、支柱1本、支線1本	
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱12本、支柱2本、 支線9本、支線柱2本	平成27年4月1日から 令和7年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)鳥取支店	電柱1本、支柱1本	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電線管路	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)鳥取支店	143m	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱1本 支線2本	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで
<u> </u>			123100-11	

(3)行政財産使用許可施設

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用期間
事務室	鳥取市布勢(陸上競技 場管理施設の一部)	(一財)鳥取陸上競技協会	6 00m2	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

鳥取県立布勢総合運動公園基準利用料金表

1 施設利用料 (1)陸上競技場(一般利用·専用利用)

(1/)性工放	は7又2の リスイリハ		E //		334 71	A 4T
		利用	区 分		単 位	金 額
	一般利用	一般人			1人1回につき	150
			入場料その他これ	一般人	1時間につき	2,540
グラウンド	専用利用	営利を目的としない場合	に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき	幼児、児童、中学校若し くは高等学校の生徒又は 学生(以下「学生等」とい う。)	1時間につき	1,930
			入場料等を徴収す	一般人	1時間につき	13,240
			るとき	学生等	1時間につき	9,670
		営利を目的	入場料等を徴収した	いとき	1時間につき	40,230
		とする場合	入場料等を徴収す	るとき	1時間につき	53,980
屋内練習	一般利用	一般人			1人1回につき	50
場	専用利用				1時間につき	300
雨天練習場	一般利用	一般人			1人1回につき	50
附入林日场	専用利用				1時間につき	300
		一回券により	利用する場合		1人1回につき	100
トレーニン	一般利用	回数券により	利用する場合		回数券11枚につき	1,010
グルーム		1月利用券に	より利用する場合		1人につき	710
	専用利用				1時間につき	610
	第1研修室				1時間につき	1,730
	第2研修室				1時間につき	500
研修室等	第3研修室				1時間につき	400
別修王寺	第1会議室				1時間につき	200
	第2会議室				1時間につき	300
	放送室				1時間につき	300

(2)野球場(専用利用)

(4/1)	1 (寸 加竹加/				
	利 用	区 分		単 位	金 額
		入場料等を徴収しな	一般人	1時間につき	1,830
	プロ野球以外の野球又は	いとき	学生等	1時間につき	1,220
ガニムいい	ソフトボール	入場料等を徴収する	一般人	1時間につき	4,880
グラウント		とき	学生等	1時間につき	3,560
	プロ野球	入場料等を徴収し	ないとき	1時間につき	24,130
	プロ野球	入場料等を徴収す	るとき	1時間につき	48,270
屋内ピッチ	ング場			1時間につき	100
スコアボー	ド(スコアボード操作室を含む	`)		1時間につき	300
	大会運営室			1時間につき	400
研修室等	第1研修室			1時間につき	200
训修主守	第2研修室			1時間につき	100
	放送室			1時間につき	300

(3)球技場(専用利用)

(3) 球技場(専用利用)					
利	荆区 🦠	分	単	位	金 額
				全面	1,930
	入場料等を	一般人	1時間につき	1/2面使用	1,010
	入場科寺で 徴収しないと			1/3面使用	710
	対权しないとき			全面	1,320
	<u>-</u>	学生等	1時間につき	1/2面使用	710
営利を目的としない場合				1/3面使用	500
呂利を日的としない場合	入場料等を徴収するとき	一般人	1時間につき	全面	10,080
				1/2面使用	5,090
				1/3面使用	3,460
		学生等	1時間につき	全面	7,430
				1/2面使用	3,760
				1/3面使用	2,540
				全面	30,350
	入場料等を徴	収しないとき	1時間につき	1/2面使用	15,270
営利を目的とする場合				1/3面使用	10,180
				全面	40,430
	入場料等を徴	収するとき	1時間につき	1/2面使用	20,370
	יא איז איז איז איז איז איז איז איז איז א			1/3面使用	13,750

(4)補助競技場(専用利用)

利 用 区 分	単 価	金 額
一般人	1時間につき	910
学生等	1時間につき	710

(5)多目的広場(専用利用)

利 用 区 分	単	価	金 額
一般人	1時間につき	全面	1,220
一放入	一時間につる	全面 1/2面 全面	710
学生等	1時間につき	全面	910
十工 可		1/2面	500

(6)投てき場(専用利用)

利 用 区 分	単 価	金 額
学生等	1時間につき	500
一般人	1時間につき	700

(7)テニス場(専用利用)

(///一へ物(守用利用/						
	利	用	区	分	単位	金 額
テニスコート					1時間につき	610
大会運営室					1時間につき	710
研修室					1時間につき	300

鳥取県立布勢総合運動公園基準利用料金表

(8)鳥取県民体育館(一般利用·専用利用)

(0)	みたれた	本 FI な FI へ	(0)河水宋人本日路(冰村石 本日村石)	(E/f)													
		115	本 区 田 田		東	条					連続の利	連続の利用料金(90/100)	0/100)				
	——般系	·般利用	- 影人		IJ		3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間
*				入場料その他これに類	全面1時間につき	2,950	7,960	10,620	13,270	15,930	18,580	21,240	23,890	26,550	29,200	31,860	34,510
. ~			(1) (1) (1) (1)	するもの(以下「入場料	1/2面1時間につき	1,420	3,830	5,110	6,390	7,660	8,940	10,220	11,500	12,780	14,050	15,330	16,610
· ソ			国利の日町の一方の場合	等」という。)を徴収しな 1/3面1時間につき	1/3面1時間につき	910	2,450	3,270	4,090	4,910	5,730	6,550	7,370	8,190	000'6	9,820	10,640
٨	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		II 87. 66.	いとき	1/4面1時間につき	710	1,910	2,550	3,190	3,830	4,470	5,110	5,750	6,390	7,020	7,660	8,300
	+ E #	E E		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	5,900	15,930	21,240	26,550	31,860	37,170	42,480	47,790	53,100	58,410	63,720	69,030
_ •			逆割かりめて	3 提款 年之郷 旧一たい 7 ナキ	全面1時間につき	103,370	279,090	372,130	465,160	558,190	651,230	744,260	837,290	930,330	1,023,360	1,116,390	1,209,420
+		_	五人か日 凹のよる 神久神 今		1/2面1時間につき	51,630	139,400	185,860	232,330	278,800	325,260	371,730	418,200	464,670	511,130	257,600	604,070
			1 % % T	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	147,680	398,730	531,640	664,560	797,470	930,380	1,063,290	1,196,200	1,329,120	1,462,030	1,594,940	1,727,850
⊅'			1.4.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.	コーコ はど 年代第10十二 イン・イナ	全面1時間につき	710	1,910	2,550	3,190	3,830	4,470	5,110	5,750	6,390	7,020	7,660	8,300
ν 1		_	14人が日から 14人 14人	_	1/2面1時間につき	300	810	1,080	1,350	1,620	1,890	2,160	2,430	2,700	2,970	3,240	3,510
<u> </u>	専用利用		II	入場料等を徴収するとき		1,420	3,830	5,110	6,390	7,660	8,940	10,220	11,500	12,780	14,050	15,330	16,610
<u> </u>		_	営利を目的と	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	24,950	67,360	89,820	112,270	134,730	157,180	179,640	202,090	224,550	247,000	269,460	291,910
+			する場合	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	35,640	96,220	128,300	160,380	192,450	224,530	256,600	288,680	320,760	352,830	384,910	416,980
⊤ 7-		一回券によ	一回券により利用する場 合	一般人	1人1回につき	250	をびーロみぐ	ŧ.	300								
– 11 ₹ 4	本		回数券により利用する場 合	一般人	回数券11枚につき	2,540	をびーロネぐ	た	3,050		鳥取県民体になって、	本育館の人	イントリーに	ナスはサブ	鳥取県民体育館のメインアリーナ又はサブアリーナを専用利用する場合 -+ヽヽ・ ***********************************	専用利用すい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- る場合
ノグラ		1月利用券 場合	1月利用券により利用する 場合	一般人	1人につき	2,340	をびーロみぐ	ŧ.	2,850		100分の1	海湾3時間 1000利用	ダイだ 料の額 こ1	y &C = 0.7. 100分の9.	- 85 v. C. 建売ら時間以上付付す。85 c.の付店付い銀は、この女に100分の100の利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。	ire、この教 また額とする	1 - JE 87 80 5.
_	専用利用	利用			1時間につき	1,730											
	二二次 二二次 二二次 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1/枚宗			全室1時間につき	610											
	<u> </u>	三 三 三			1/3室1時間につき	200											
臣	第2研修室	F修室			1時間につき	400											
附坐	第3研修室	F修室			1時間につき	610											
排	第4研修室	F修室			1時間につき	610											
	視聴覚室	覚室			1時間につき	400											
	放送室	铟			1時間につき	300											

鳥取県立布勢総合運動公園基準利用料金表

2 設備利用料 区 競技用器具等一式 トラック競争用器具 ハードル競争用器具 障害物験 - 田野田田 単 位 -式1回につき 金 額 4,070 一式1回につき 300 300 一式1回に 300 性音物既学用爺具 走幅跳·三段跳用器具 走高跳用器具 棒高跳用器具 砲丸投用器具 円盤投用器具 一式1回につき 200 -式1回につき 400 陸上競技用具 一式1回につき 500 -式1回につき -式1回につき -式1回につき -式1回につき -式1回につき -式1回につき 1本1回につき 1個1回につき 1相1回につき -式1回につき -式1回につき -式1回につき -式1回につき 300 300 ハンマー投用器具 ヤリ投用器具 マラソン競争用器具 陸上用バトン 300 300 500 50 50 | 陸上用バトン ストップウォッチ イベントパネル(ポールを含む。) テント ラグビー用器具 サッカー用器具 野球用器具 200 300 300 300 300 ホッケー用器具 一式1回につき 1枚1回につき 100 ーチェリー的 1台1回につき 300 多目的掲示板 写真判定装置 1時間につき 3,360 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 2.240 入場料等を徴収しないとき 入場料等を徴収するとき 入場料等を徴収しないとき 入場料等を徴収するとき 5,090 20,370 営利を目的としない場合 ス型映 像装置 営利を目的とする場合 61,110 81,480 広告加算 1分につき 3分間につ 10.180 50 50 1回につき 1組1回につき 1面1回につき テニス用器具 テニス用器具 サッカー(一般)

芝グラウンド用 サッカー(一般)

ベイント代 ラグビー ホッケー サッカー固定式ゴール設置

ラグビー固定式ゴール設置

ジフトボール固定式ボール設置

バスケットボール用器具 バスケット台、ファール回転表示器等
バレーボール用器具 支柱、審判台等
「テニス用器具 支柱、審判台等
「テニス用器具 支柱、審判台等
「空球用器具 支柱、審判台等
「空球用器具 支柱、本ット

ジフトバレー用器具 支柱、本ット 200 7,380 1面1回につき 1面1回につき 5.500 10,490 1面1回につき 5,290 1組につき 1組につき 1組につき 1組につき 1組につき 1組につき 1.010 500 1,010 2,030 200 100 200 100 100 1組1回につき 1組1回につき インディアカ用器具 支柱. ネット 1組1回につき 100 フットサル用器具 ロングマット 1枚1回につき 50 電光得点表示板 液晶プロジェクタ 1回につき 一式1回につき 1,010 1,830 鳥取県 民体育 資料提示装置 -式1回につき 910 音響設備 一式1回につき 一式1回につき 演台 簡易ステージ イベントパネル 200 1台1回につき 1枚1回につき 50 200 1回につき 1台1回につき 1脚1回につき シャワー室 50 長机 10 -式1回につき 1台1回につき 1個1日1回につき 新体操用マット 女子用 1.010 トランポリン ストップウォッチ 300 50 テント 移動観覧席 1日一式につき 2,030

3 夜間照明料及び照明施設の加算使用料

	利 用 区 分	単 位	金 額
	全灯	30分につき	6,110
陸上競技場	2/3点灯	30分につき	5,090
座工眾权场	2/5点灯	30分につき	3,050
	1/10点灯	30分につき	1,010
野球場		30分につき	6,110
球技場		30分につき	5,090
	全点灯	1時間につき	2, 030
	王思为	30分につき	1, 010
テニス場	1/2点灯	1時間につき	1, 010
ナーへ物	1/2点灯	30分につき	500
	1/4点灯	1時間につき	500
	1/4点灯	30分につき	250
		全面1時間につき	7, 120
	全点灯	全面30分につき	3, 560
	土無刈	2分の1面1時間につき	3, 560
		2分の1面30分につき	1, 780
メインアリーナ		全面1時間につき	5, 340
	3 / 4 占灯	全面30分につき	2, 670
	3/4点灯	2分の1面1時間につき	2, 670
		2分の1面30分につき	1, 340
		全面1時間につき	3, 560
	1/2点灯	全面30分につき	1, 780
	1/2点灯	2分の1面1時間につき	1, 780
		2分の1面30分につき	890
	全点灯	全面1時間につき	1, 520
	王思为	全面30分につき	760
サブアリーナ	3/4点灯	全面1時間につき	1, 300
ッファリーナ	3/4点別	全面30分につき	650
	1 / 0 去紅	全面1時間につき	760
	1/2点灯	全面30分につき	380

4	冷暖房使用料

4 / 市暖房使用料				
	利 用 区 分	単 位	冷 房	暖房
	第1研修室	1時間につき	300	300
陸上競技場	第3研修室	1時間につき	300	300
	放送室	1時間につき	100	100
野球場	大会運営室	1時間につき	100	100
	メインアリーナ	1時間につき	11,200	8,650
	サブアリーナ	1時間につき	2,750	2,440
鳥取県民体育館	第1研修室	1時間につき	300	300
	第2研修室	1時間につき	300	300
	第3研修室	1時間につき	300	300
	第4研修室	1時間につき	300	300
	視聴覚室	1時間につき	400	400
二一 7 #8	大会運営室	1時間につき	100	100
テニス場	研修室	1時間につき	100	100

5 行為許可・占用許可に係る利用料

			使用料	
	区分	単位	非課税とされる公園施 設の設置等	金額 非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
条第1項又は第	集会、展示会その他これらに 類する催しのため設けられる 仮設工作物	1平方メートルにつき1日	3円	4円
都市公園条例 第7条第1項又	物品の販売その他の営業	1人につき1日		410円
は第2項の許可	集会、展示会その他これらに 類する催し	1平方メートルにつき1日		4円

- 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の 許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。 2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方米サトル未満若しくは1メートル未満
- 2 公園心設り設置石とは管理の面積石とは日用面積石とは日用物件の長さが「十万メートル木凋石とは「メート)であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。 3 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。

都市公園減免事項(布勢総合運動公園)

第1 有料公園施設利用料の減免

- 1 有料公園施設の利用に係る料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。
- (1) 県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。 (ただし、営利を目的としないものに限る。)
 - (例) 都市緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等
- (2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。 (ただし、営利を目的としないものに限る。) (例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等
- (3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等。
 - (ただし、入場料又はこれに類するものを徴収しないもの、営利を目的としないものに限る。) (例) 講演会、講習会等
- (4) 学校(大学を除く)、専修学校、保育所、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟又は高等学校野球連盟(軟式野球に限る)が行う、学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。

(ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)

(5) 下記に該当する者が利用するとき。

(ただし、専用利用する場合は、入場料及びこれに類するものを徴収しないもの、物品等の販売を主たる目的としないものに限る。)

- ①下記の者及びその介護者
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 児童相談所長又は知的障害者更正相談所長が知的障がい者(児)として証明した者及び知事から障がいの状態に関する証明書の交付を受けた者
 - オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者
 - カ 小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒 として認め、証明書を交付した者
 - キ 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が利用するとき。
- ②70歳以上の者(専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- ③介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者

(6) 生徒等が主体となって専用利用するとき。

(ただし、県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上で、利用日(利用が2日以上にわたる場合は初日)の6日前から利用日までの間に申込みされたものに限るとともに、土日・祝日の利用を除く。)

(対象となる例)

生徒等が直接申込みを行って専用利用する場合のほか、親子スポーツ活動、高校生と社 会人の対外試合、高校生文化交流会など

(対象とならない例)

競技団体主催の大会、高体連専門部主催の大会

- (7) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請するもの。
- (8) ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき。 (ただし、1年間に各施設1日1回限りとする。)
- 2 第1の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。 ただし、以下に掲げるものについては、それぞれに定める減免率とする。
- (1) 1の(3)の場合
 - ①全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10
 - ②郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2
- (2) 1の(5)の場合
 - ①個人で利用する場合 10/10
 - ②団体等で利用する場合は、利用者の中に 1/2 以上の障がい者、70 歳以上の者、要介護者等が含まれている場合は 10/10、 1/2 未満の場合は 1/2
- 3 1の(4)の場合を除き、1及び2の規定に関わらず、冷暖房及び器械・器具の利用により加算される利用料金(夜間照明を含む)、体育館を専用利用する場合に必要と認める照度以上の照明をしたときに加算される利用料金については減免しないものとする。
- 4 その他

とっとり県民の日(9月12日)並びに9月の第2土曜日及びその翌日において、次の施設を利用するときは、利用料金を徴収しないこと。

(ただし、専用利用を行う場合(テニスコートは多数のコートを使用する場合)は、とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る。)

- (1) 陸上競技場
- (2) 野球場
- (3)補助競技場
- (4) 球技場
- (5) テニスコート
- (6) 多目的広場
- (7) 県民体育館
- (8) 投てき場

第2 行為許可・占用許可に係る利用料の減免

- 1 行為許可及び占用許可に係る利用料の減免を行う事項は、次のとおりとする。
- (1) 県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき
 - (例) 都市公園緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等
- (2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき
 - (例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等 ○○
- (3)小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき
 - (例) 講演会、講習会等
- (4) 地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体(公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む。)が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの(当該団体の構成員の福利厚生のためのもの等主にその団体の構成員を対象とするもの、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く。)を開催するために利用するとき。
- 2 第2の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。 ただし、小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が講習会等を開催するために利用する場合は、それぞれ当該各号に定める減免率とする。
- (1) 全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10
- (2) 郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2

布勢総合運動公園の利用者数の実績

年度別入園者数内訳(平成29年度~令和4年度)

(単位:人)

				29年度~令和4		04n = 4-45	∆ 500 € €	∆ 500 € €	A 50 4 F F		(単位:人)
<u> </u>	区	分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	備考
	陸 上	有	料	32,740	37,271	35,709	18,251	21,415	24,002	28,231	
	競 技	減	免	95,102	113,325	73,755	31,078	41,281	32,882	64,571	
	場	小	計	127,842	150,596	109,464	49,329	62,696	56,884	92,802	
	野	有	料	22,640	31,356	19,553	11,399	13,768	20,316	19,839	
	球 場	減	免	1,551	1,677	2,053	519	1,747	4,128	1,946	
	场	小	計	24,191	33,033	21,606	11,918	15,515	24,444	21,785	
	補	有	料	4,665	2,157	2,630	1,450	2,050	2,115	2,511	
	助 競	減	免	7,945	14,925	6,240	1,967	3,156	2,951	6,197	
	技	一般和	钊用	55,699	38,111	22,052	58,809	65,250	98,970	56,482	
施	場	小	計	68,309	55,193	30,922	62,226	70,456	104,036	65,190	
		有	料	9,860	9,966	6,903	5,509	4,996	7,160	7,399	
	球 技	減	免	6,805	8,885	4,914	2,970	3,714	4,245	5,256	
設	場	一般和	利用	8,291	7,712					2,667	
		小	計	24,956	26,563	11,817	8,479	8,710	11,405	15,322	
	体	有	料	143,329	139,999	136,123	60,260	73,932	89,731	107,229	
利	育	減	免	58,016	67,610	46,999	24,278	32,001	39,096	44,667	
ተリ	館	小	計	201,345	207,609	183,122	84,538	105,933	128,827	151,896	
	テ	有	料	23,892	21,818	24,581	19,684	20,306	22,914	22,199	
_	ニス	減	免	20,111	18,223	17,326	15,002	22,051	18,727	18,573	
用	場	小	計	44,003	40,041	41,907	34,686	42,357	41,641	40,773	
	多	有	料	6,125	6,918	4,683	4,053	3,871	5,857	5,251	
	目的	減	免	2,926	5,342	1,800	1,391	2,346	2,577	2,730	
者	広	一般和	钊用	28,549	26,618	8,634	24,474	43,698	57,917	31,648	
	場	小	計	37,600	38,878	15,117	29,918	49,915	66,351	39,630	
	+ Љ	有	料						750	125	
	投 て	減	免						519	87	
	き 場	一般和	利用	51,788	19,725	22,927	5,716	7,410	6,919	19,081	
	- 50	小	計	51,788	19,725	22,927	5,716	7,410	8,188	19,292	
		有	料	243,251	249,485	230,182	120,606	140,338	172,845	192,785	
	計	減	免	192,456	229,987	153,087	77,205	106,296	105,125	144,026	
		一般和	钊用	144,327	92,166	53,613	88,999	116,358	165,075	110,090	
	合	計	+	580,034	571,638	436,882	286,810	362,992	443,045	446,900	
	スポー	ツ教室		25,022	22,555	21,365	8,124	12,759	13,986	17,302	
	イベ	ント		20,791	19,919	20,358	2,698	4,531	10,293	13,098	
来	₹所•一般	入園者	数	473,121	454,090	463,355	340,502	372,718	363,620	411,234	
7	利用者	合 計	+	1,098,968	1,068,202	941,960	638,134	753,000	830,944	888,535	

[※]球技場は令和元年度以降は一般開放なし。

[※]投てき場は令和4年度から有料公園施設に設定。

[※]投てき場の平成29年度の一般利用者数には(旧)跳躍場の利用者数を含む。

布勢総合運動公園 年度別収支状況

__(単位:千円)

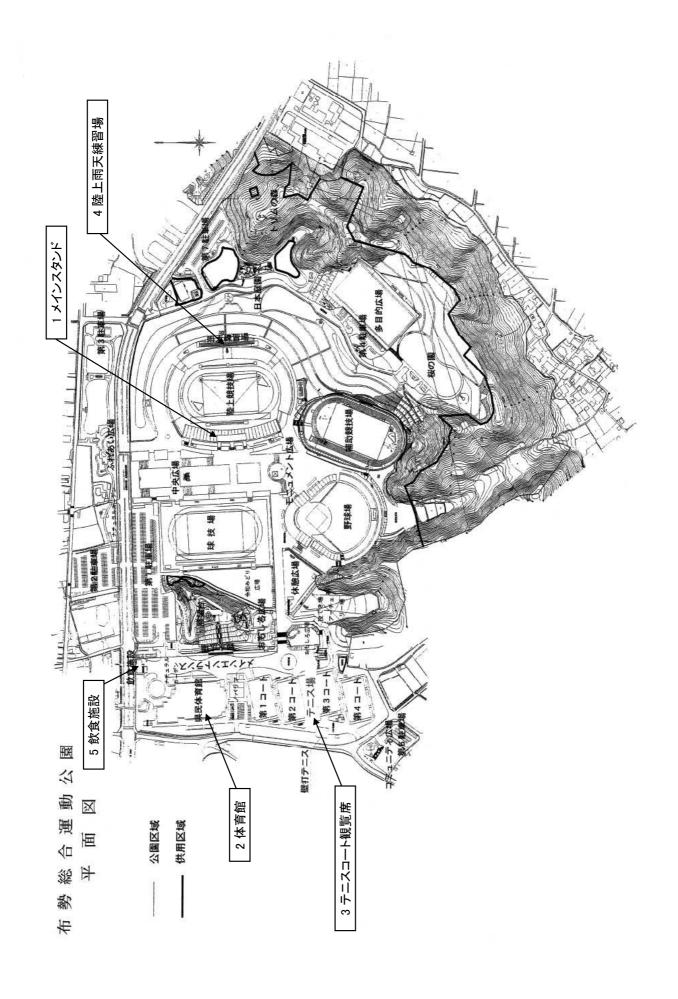
区分			項目	29年度 実績	30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 実績	委託料算定額 (単年分)	備 考
収入				346,351	338,606	357,012	330,064	336,736	356,253	306,946	
	1	県委	長託料収入	262,784	263,026	286,542	287,980	287,980	298,910	254,705	県からの委託料収入 ※燃料・光熱費は別途予算措置
	2	利用	月料収入	49,759	43,682	44,880	28,554	31,153	37,991	38,284	施設使用料及び設備利用料収入
	3	附带		33,808	31,898	25,589	13,523	17,592	19,340	13,957	自動販売機手数料、教室参加料、イベント等収入
	4	キャ	ソシュレス決済導入経費			1	7	11	12		県からの委託料収入(キャッシュレス決 済導入に係る県からの委託料
支出	1			346,351	338,606	346,117	327,122	338,330	356,574	306,946	
	1	人作	‡費	92,589	80,718	80,930	79,835	79,409	83,435	74,008	施設管理にかかる人件費及び賃金
	2	施討	设管理費	253,762	257,887	265,187	247,287	258,921	273,139	224,803	
		1	報償費	2,801	2,870	6,034	2,793	4,817	5,493	132	外部評価委員の謝金等
		2	旅費	831	583	441	140	109	454	392	研修等への旅費
		3	消耗品費	6,217	8,621	9,581	6,210	4,965	7,174	9,383	事務用品、施設管理用消耗品の経費
		4	燃料費	5,614	6,410	5,483	2,449	4,575	5,138	0	冷暖房重油、作業用車両燃料等の経 費
		5	食糧費	82	84	67	6	21	23	2	会議等にかかる食糧費
		6	印刷製本費	1,887	1,463	1,862	1,652	1,450	1,014	1,158	パンフレット、伝票印刷等の経費
		7	光熱水費	47,072	52,618	50,566	48,400	57,227	68,085	15,841	電気、水道料金等
		8	修繕費	11,632	12,248	18,192	10,220	13,336	11,050	15,506	250万円未満の施設、設備、備品等の 修繕経費
		9	役務費	5,086	6,727	6,699	5,247	5,460	7,609	9,956	自動車任意保険、通信、手数料等の 経費
		10	使用料及び賃借料	1,652	1,702	1,557	1,380	1,537	1,540	1,216	
		11	委託料	163,170	157,784	155,108	157,774	156,598	155,287	165,944	各種保守点検、清掃、警備、植栽管 理、芝グラウンド等の委託経費
		12	租税公課費	7,518	6,576	8,883	8,620	7,920	8,508	4,603	自動車税、消費税等
		13	負担金	68	69	63	66	663	660	363	危険物保安協会会費等
		14	備品購入費			651	2,330	243	1,104	0	
		15	リース料	132	132	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				0	
		16	償還金							307	
		17	減価償却費							0	
			雑損失		1					0	
	3	利用	月促進事業費	_	_	_	_	_	_	8,135	スポーツ教室、体験学習プログラム等実 施経費
差割	Į		(収入一支出)	0	0	10,895	2,942	△ 1,594	△ 321	0	

資料8

火災保険加入施設一覧

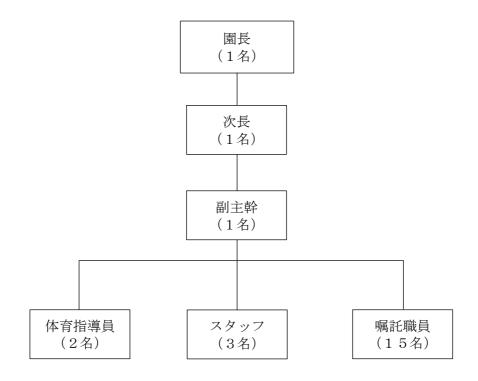
(布勢総合運動公園)

番号	施設名称	構造	建築年度	棟数	延べ面積(㎡)
1	メインスタンド	RC3F	昭和58年度	1	7,658.38
2	体育館	RC3F	平成7年度	1	10,755.91
3	テニスコート観覧席	S2F	平成9年度	1	2,473.47
4	陸上雨天練習場	S1F	平成11年度	1	980.98
5	飲食施設	S1F	平成14年度	1	210.03



布勢総合運動公園組織図

【現行】



再委託業務の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:千円)

区分		· 項目	H29年度 実績額	H30年度 実績額	R1年度 実績額	R2年度 実績額	R3年度 実績額	R4年度 実績額	備考
委託	清掃業務		9,291	9,291	10,987	11,138	11,088	11,088	
料	1 清掃委託		9,291	9,291	10,987	11,138	11,088	11,088	
	消防	<u>************************************</u>	2,117	2,117	2,136	2,156	2,156	2,156	
	1	消防用設備保守点検	2,117	2,117	2,136	2,156	2,156	2,156	
	電気		8,826	9,025	8,778	9,790	8,976	8,910	
	1	電気設備点検	1,240	1,439	1,210	1,452	1,408	1,342	
	2	大型映像設備保守点検	7,586	7,586	7,568	8,338	7,568	7,568	盤面清掃(3年に1回)含む
	警備業務		4,366	4,438	360	363	363	363	
	1	施設警備(陸上・野球場・身障者トイレ)	175	175	177	178	178	178	
	2	施設警備(体育館・テニス場・テニス場周辺トイレ)	181	181	183	185	185	185	
	3	公園夜間臨時警備	4,010	4,082	0	0	0	0	
	4	県民体育館展示物警備委託	0	0	0	0	0	0	
	施設	設備の管理・修繕業務	22,032	19,206	16,960	18,358	18,560	18,072	
	1	浄化槽保守点検	6,823	4,510	871	873	873	873	
	2	自動制御設備点検	950	950	959	968	968	968	
	3	エレベータ保守点検(県民体育館)	741	741	747	754	754	754	
	4	エレベータ保守点検(陸上競技場)	0	0	955	964	964	964	
	5	自動扉保守点検	380	380	384	387	387	387	
	6	空調設備保守点検	3,132	3,132	3,161	3,190	3,190	3,190	
	7	陸上競技用機器保守点検	5,491	5,491	5,569	5,100	5,100	5,262	
	8	清掃用チェアゴンドラ及び吊りもの装置保守	378	378	382	385	385	385	
	9	音響設備保守点検	864	864	872	880	880	880	
	10	吸収式冷温水発生機ばい煙測定業務	76	76	69	70	70	70	
	11	構内交換電話設備保守	402	402	105	105	105	106	
	12	体育館照明制御システム保守	538	538	571	582	582	582	
	13	移動観覧席保守	345	345	345	351	351	351	
	14	クライミングウォール保守	367	367	440	440	440	440	
	15	遊具安全点検	706	691	715	715	715	715	
	16	テニスコートメンテナンス	313	313	316	319	319	319	
	17	自走搭乗式路面清掃機保守	28	28	0	0	0	0	
	18	冬期除雪作業	498	0	0	786	988	337	
	19	バスケットゴール及びTO電子機器保守	0	0	499	499	499	499	
	20	Webサイトリニューアル	0	0	0	0	0	0	
	21	野球グラウンド整備	0	0	0	990	990	990	
	競技	用芝グラウンド維持管理業務	59,399	60,374	66,619	66,856	66,889	66,711	
	1 芝グラウンド維持管理		59,399	60,374	66,619	66,856	66,889	66,711	
	植栽管理業務等		46,137	44,456	49,268	49,113	48,566	47,987	芝グラウンド管理除く
	1	造園保守管理業務	46,137	44,456	48,059	47,795	47,266	46,966	1工区、2工区、3工区に分割
	2	ナチュラルガーデン維持管理	0	0	1,209	1,318	1,300	1,021	
	外部委託教室		11,002	8,877	0	0	0	0	
	1	テニス教室派遣業務	11,002	8,877	0	0	0	0	
	計		163,170	157,784	155,108	157,774	156,598	155,287	

(布勢総合運動公園) (単位:円) 月 修繕内容 実績額 年度 平成29年度 県民体育館視聴覚室空調機修理 388,800 ナブコ自動扉装置修理(陸上競技場1階) 16,200 スポーツトラクタ修理(野球場) 199,584 4月 野球場ピッチング場3塁側窓ガラス修理 11,880 給水パイプ等交換修理(製氷機) 34.679 スプリンクラー台車タイヤ(前・後)交換修理(2台) 125,280 トレッドミルT652用走行ベルト修理 89,640 151,200 三次処理凝集剤注入配管修理 5月 おもしろ広場階段補修工事 549,967 ランニングタイマー操作盤修理(陸上多目的映像装置) 59,400 県民体育館第3研修室ドアヒンジ修理 37.800 スポーツトラクタ修理(野球場) 38,869 球技場マイクジャックボックス移設 52.920 6月 トレッドミルT652走行ベルト修理 89,640 漏水修理(ふれあい広場) 89,580 野球場役員本部室空調機修理 78,840 7月 県民体育館自家発電設備修理 324,000 陸上競技場補修(幅跳び助走路) 864,000 陸上競技場補修(幅跳び助走路) 756,000 バックローマンチェア足掛部張替修理 4,500 8月 □フィニッシュタイマーリセットケーブル、全自動ピストル、データ分岐BOX修理 58,233 県民体育館更衣室空調機修理 17,280 AC-4排気用ダンパ操作器取替修理(自動制御機器) 64,800 桜の園男子トイレ内漏水修理 35,100 加圧給水ポンプ整備及び電動弁取替修理(スプリンクラーポンプ) 496,800 陸上事務室レイアウト変更による内線電話機移設修理 43.200 県民体育館真空コンビネーションユニット点検修理 99.468 第1駐車場男子トイレ手洗部品取替修理 11.880 583,200 蛍光灯修繕(体育館トイレLEDへ更新) J-ALERT用 マッチングユニット修理 70,200 軟式テニスネット改造修理 33,264 加圧給水ポンプ吐出配管修理(スプリンクラーポンプ) 118.800 加圧給水ポンプ吐出配管修理(スプリンクラーポンプ) 239,760 県民体育館視聴覚室空調機修理 18.360 照明安定器修繕(野球場夜間照明用) 421,200 10月 布勢テニス場身障者トイレ(右)ウォシュレット取替修理 164,160 県民体育館サブアリーナ器具庫ドア修理 72,360 パイプ椅子張替修理 11,000 棒高跳支柱用メジャー交換修理 37,260 トレッドミルT652用キーパッドー式修理 15,120 モコ(鳥取580い7075)法定12ヶ月点検 24.050 トレッドミルT652用走行板一式修理 59,400 J-ALERT用 保安対策避雷器組込修理 156,060 11月 メインアリーナ点検口開設工事 182,520 床下基礎補強工事(メインアリーナ・サブアリーナ) 643,680 セレナ(鳥取500な3898)法定24ヶ月点検 84,910 トレッドミルT652用走行板取替修理 58.320 トレッドミルT652用ヒューズホルダー他内部部品修理 31,860 テニス場大会運営室空調機修理 77,760 ドアチェック他取替修理(県民体育館2階観覧席・男子更衣室) 75,600 トレッドミルT652用走行ベルト修理 89,640 12月 レッグカールマシン足掛張替修理 4,500 体育館玄関ホール天井照明修理 194,400 パンク(アルト)及びエアーバルブ取替(セレナ)修理 3,240

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 平成29年度 多機能電話機修理(体育館) 28,836 野球場ELB取替修理(野球場漏電遮断器) 102,600 トレッドミルT652用走行板修理 58,320 アルト(鳥取480あ3244)法定24ヶ月点検 48,850 1月 ホンダ除雪機HS2011点検修理 65,745 公園内消防用設備点検に伴う補修(陸上:消火器更新) 9.140 県民体育館煙感知器取替修理 102,600 県民体育館R-2吸収式冷温水発生機炎検出器(フレームアイ)交換修理 70,200 発電機始動ひも及びプラグ交換修理 4,320 6,480 鍵折れ込み撤去修理 2月 県民体育館冷却塔ストレーナ取替修理 89,640 県民体育館冷温水発生機修理 181,440 県民体育館給湯2次ポンプ取替修理 129,600 トレッドミルT650用キーパッドー式修理 15.336 297,540 サッカーゴール塗装修理 ブラインド修理(陸上競技場放送室・写判室) 162,000 トレッドミル走行ベルト修理 89,640 ロビー椅子座板交換修理 7,500 県民体育館通用ロフロアヒンジ他取替修理(1F西側通用ロ・女子更衣室) 141.480 体育館トレーニングルームサッシシーリング打替え修理 909,360 体育館トレーニングルームサッシシーリング打替え修理 331,560 県民体育館階段入口ドア修理 69,660 111,240 テニス場大会運営室修繕 陸上競技場誘導灯バッテリー取替修理 14,580 324,000 計(H29年度) 11,631,831 平成30年度 308,340 球技場散水栓設備工事 陸上競技場トレーニングルーム鉄棒設置 361,800 野球場スタンド修繕 559,818 野球場ベンチ塗装工事 999,000 陸上競技場大型映像装置防水工事 49,680 4月 多目的グラウンド四阿修繕工事 756,000 陸上競技場機器修繕 469,119 県民体育館トレーニングルーム レッグカール修理 43.200 県民体育館サブアリーナ フローリング張替 142,560 おもしろ広場展望台斜面転落防止ネット取替 357,696 おもしろ広場1号ネット遊具修繕 801,090 野球場室内ブルペン(1塁側)全面改修 810,000 野球場室内ブルペン(3塁側)全面改修 810,000 鏡 カット加工 4,320 5月 野球場内・漏水修理工事 140,400 陸上競技場外周散水栓漏水修理工事 64,800 45,684 園内三次処理施設水位計故障取替 おもしろ広場プレイブースターの柵、手すりの修繕 687,960 スコアボード(テニスコート)の溶接工事 32,400 県民体育館トイレ水漏れ修理 31.320 第5駐車場女子トイレドア調整 21,600 多目的映像表示装置単色不点灯発生の修繕 81,000 7月 <u>スイーパーのオイル交換</u> 9,925 公園内トイレ小便器自動洗浄器取り替え 117,720 テニスコート車止め撤去工事 47,520 時計台前バリカー修繕 7,020 39,225 県民体育館内公衆電話修理 県民体育館アリーナ床補修 64.800 陸上競技場3F控室空調機修理 50,760 トレッドミルキーパッド修理 15,336 県民体育館男子トイレ小便器感知フラッシュ取り替え 151,200

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 平成30年度 38,880 陸上競技場貴賓室3階空調機修理 2,160 |軽トラックタイヤパンク修理 9月 ゲートボール場給水管修理 54,000 ピストルケーブル修理 5,745 テニス場誘導灯器具取り替え 189,000 親水広場木橋修繕(腐食による) 252,720 陸上競技場北側トイレ外排水管洗浄 21,600 県民体育館消防用設備点検に伴う補修 374,760 野球場誘導灯バッテリー取り替え 29,160 ノヨツトクロックアクリルパネル交換 61,560 県民体育館研修室窓サッシ修繕 89,640 10月 県民体育館メインアリーナ重量扉修理 31,320 県民体育館自動制御機器交換 205,200 野球場放送設備修繕 54.000 アクティブ10Ⅱ(エアロバイク)修理 56.030 トレッドミルキーパッド修理 15,336 トレッドミル650用ブリッジ基盤修理 11.880 クライミングウォールアンカー修繕 162,000 体育館2階・テニスコート横男子トイレ小便器フラッシュ取り替え 152.280 VTRケーブル修理 5,745 県民体育館第4研修室空調機修理 399,600 11月 公用車法定点検 18,630 公用車車検整備一式 73,670 県民体育館サブアリーナ調整工事 32,400 県民体育館視聴覚室空調機修理 17,280 野球場1塁側器具庫雨水排水配管修繕工事 291,600 体育館トレーニングルームレッグエクステンション修理 68,601 12月 野球場用グラウンドレーキ修繕 165,240 陸上競技用具全自動ピストル、連発スタート発信装置修繕 93,160 体育館トレーニングルームトレッドミル走行ベルト修理 89,640 体育館排煙窓 • 野球場排煙窓修繕 393,120 体育館ホンダ除雪機修繕 44,793 多目的広場駐車場マンホール取替工事 86.400 補助競技場埋設用ゲートバルブ取替工事 99.360 体育館トレーニングルームトレッドミルドライブベルト修理 15.984 体育館トレーニングルームトレッドミルT652修理 6,480 2月 体育館トレーニングルームアクティブ10 II (エアロバイク)修理 41,040 桜の園漏水 79,920 体育館トレーニングルームディッピングマシン修理 23,220 3月 陸上用機器フィールドダイレクトケーブル修繕 313,372 計(H30年度) 12,247,819 令和元年度 体育館内線電話の移設・配線補修 43,200 陸上競技場ロビー扉建具の不具合による修繕 197,640 体育館各トレーニング機器座席等のレザー張替え 27,500 体育館トレーニングルームレッグエクステンションチェーン用歯車交換 49,896 4月 体育館トレーニングルームトレッドミル用傾斜ユニット故障による修理 133.920 体育館トレーニングルームレッグエクステンションチェーン交換 27.000 陸上競技場水皿駆動部部品交換 43,373 体育館トレーニングルームトレッドミル用走行ベルト交換 89,640

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 令和元年度 体育館サブアリーナ重量扉ヒンジ取り替え 74,304 体育館玄関庇の修繕 199.800 陸上競技場男子トイレ洗面台と壁の接合金具取り換え 151,200 体育館電気湯沸器水漏れによる修理 37,800 体育館玄関庇の修繕に伴う塗装 10,800 体育館バドミントン支柱塗装 86.400 陸上競技場サイレンフラッシュ付受信機取り換え 58,320 体育館非常照明バッテリー交換 86,400 |体育館誘導灯バッテリー交換 115,560 陸上競技場誘導灯器具取り替え 234,360 体育館煙感知器取り換え 999,000 体育館第1研修室ブラインドー部破損による修繕 40.824 体育館トレー -ニングルームベンチプレス座席破れによる修繕 6,500 体育館トレーニングルームシットアップス部品破損による交換 120,108 テニス場管理棟引戸錠部品破損による修理 11.880 陸上競技用機器ランニングタイマー用データ分岐BOX RT出力不良修理 22,572 体育館舞台吊物機器美術バトン2のワイヤーロープ破損による修理 594.000 野球場トラクターユニット部品取り換え 449,820 陸上競技場事務所FAX移設による配線敷設 10.800 県民体育館トレーニングルーム機器傾斜調整キーパッド修理 15,336 陸上競技場正面出入口バリカービス交換 9,180 陸上競技場円盤・ハンマー投げ用囲修繕 242,460 県民体育館階段通用口DC取り換え 41,040 6月 第1駐車場トイレ手洗い自動水栓電光センサー取り換え 156,600 陸上競技用具の破損による修繕 14,040 陸上競技場貴賓室空調機各種部品交換・修理 78,840 23,760 県民体育館屋外階段手摺修理 8,640 県民体育館トイレ洗浄リモコン修理(1F多目的トイレ) 318,600 野球場用グラウンドレイキエンジン不良による交換・修理 県民体育館トレーニングルームインナーサイ・アウターサイマシン修理 86,400 県民体育館メインアリーナ観覧席手摺破損による修理 84.240 県民体育館油流量計経年劣化による交換 388,800 県民体育館第3・4研修室床修繕 43.200 おもしろ広場1号スライダー側板溶接剥がれによる修繕 71.280 7月 陸上競技場マグサインFTデータケーブル破損による交換 12.312 屋外用バスケットゴールゴールアーム破損による交換 39,960 県民体育館給湯膨張タンク経年劣化による交換等 939,600 陸上競技場メインピストルストロボ基盤内部品・放電管の劣化による交換 19,440 県民体育館トレッドミル⑦キーパッド不良による修理 15,336 県民体育館エアロバイク調整期破損による修理 70.156 メインアリーナ・サブアリーナフロア損傷による修繕 64,800 テニス場医務室空調受光アダプター不良による修理 36,720 公用車リアガラス、リアドア破損による修理 105,000 県民体育館中央監視盤リモートユニットバックアップ電池交換 38,880 8月 県民体育館メインアリーナ天井一部破損による修理 172,800 県民体育館排煙窓オペレーター不良による修理 140,400 おもしろ広場水飲み水栓及び手洗い水栓不良による交換 91.800 おもしろ広場木製ベンチ腐食、劣化による亀裂の修繕 183,600 多目的広場水飲み水栓及び手洗い水栓不良による交換 26,352 16,200 テニス場管理棟男子トイレ止水バルブ不良による交換 野球場グラウンド出入口扉鋼製建具劣化による修理 39,960 テニス場・陸上競技場スピーカ不良による交換 42,120 スイーパーエンジン始動不良による修理 18,694 テニス場コート案内表示看板交換 15.660 172,800 9月 県民体育館2階男子トイレ感知フラッシュ故障のための修理 親水広場給水管漏水のための修繕 345,600 県民体育館男子トイレピストンバルブ不良のための修理 10,260 おもしろ広場ベンチ・テーブル塗装・劣化防止保護塗装 313,200 内線電話機移設修理 32,400

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 14,364 令和元年度 陸上競技場メインピストルIC交換 県民体育館ペクトラルマシン フレーム亀裂修理 632,448 第3駐車場バリカー交換 79,200 県民体育館監視カメラモニター修理 73,370 10月 県民体育館ダンベルラバー部分破損のため修理 66,275 野球場トラクターハードレイキのポイント交換 59.389 スイーパーエンジン始動不良によるセルモーター取替 48,400 陸上競技場レッグプレス座部シート劣化による修繕 11,500 メインアリーナ重量扉不具合による修繕 561,000 県民体育館NTT引込端子盤端子台絶縁不良による交換 60,500 県民体育館玄関扉フロアヒンジ不良による修繕 71,500 11月 令和みどり広場付近給水管修繕 924,000 県民体育館チェアゴンドラ消耗品交換 471,900 補助競技場走路の膨れによる補修 99.000 297.000 展望台階段手摺破損による修繕 16,500 法定12か月点検 陸上競技場全自動ピストル機器部品交換 70.070 12月 陸上競技場写真判定装置カメラスイッチボードIC故障による交換 46,530 県民体育館トレニンーグ機器レザー破れによる張替え修理 9.000 県民体育館フラットベンチ2台シート劣化による修繕 26,000 テニス場監視カメラ用モニター修理 69,300 陸上競技場防風シャッター修繕 180,400 陸上競技場加圧給水ポンプフロースイッチ取り替え等 217,800 陸上競技場スプリンクラー吸込配管内面ライニング剥がれによる取り替え等 216,700 陸上競技場スプリンクラーポンプ内異物除去及び劣化による部品交換 313,500 クリッパー法定24ヶ月点検 29,230 体育館メインアリーナ東側扉ヒンジ故障による修理 192,500 体育館第3研修室ドアクローザーオイル漏れ等による修理 143,000 体育館男子トイレフラッシュバルブ劣化による取り替え 171,600 野球場トイレ漏水によるバルブ修繕 503,800 陸上競技場トイレ漏水によるバルブ修繕 174.900 野球場内給水管漏水による修繕 42,680 ふれあい広場多目的トイレ錠前破損による修繕 13.849 体育館サブアリーナ誘導灯破損による取り替え 165.000 野球場漏水工事に係る芝生撤去・復旧 64.900 野球場漏水工事に係る掘削・埋め戻し・芝生養生 99,000 ニス場非常放送用バッテリー故障による取り替え 198,000 2月 ■陸上競技場パネルシャッター故障による修理 36,300 補助競技場男子トイレパッキン、接合部の劣化による修理 22,000 テニス場男子トイレ感知フラッシュバルブ劣化による取り替え 80.300 体育館中央外階段タイルひび割れ等による修繕 715,000 体育館ランニングマシン走行ベルト剥離による修理 66,000 体育館湧水ポンプ劣化による消耗品等の取り替え 198,000 体育館ラットプルダウン座部支柱内固定金具の劣化による取り替え 33,000 球技場非常用センサー移設工事 5,500 3月 野球場グラウンドレイキ後輪タイヤ交換、ギアオイル交換 94.402 体育館ディーゼル発電設備潤滑油交換等 1.309.000 陸上競技場スプリンクラーバルブハンドル取り替え 12,650 体育館 授乳室 716.980 計 (R1年度) 18,192,320

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 令和2年度 体育館正面玄関扉及びテニス場女子更衣室扉故障による修繕 225,500 テニス場南側駐車場バリカー車両衝突での破損による修繕 92,400 4月 第1駐車場浄化槽点検口開閉防止用停め金具劣化による取り替え 363,000 陸上競技場円盤シェル破損による交換 141,075 野球場付近散水栓VP破損による漏水工事 299,970 多目的広場付近漏水VP破損による漏水工事 143,440 駐車場車止交換修繕(第5駐車場) 92.400 91,300 県民体育館冷却塔ストレーナー取替修理 多目的掲示装置映像装置 表示不具合箇所の修繕・微調整 87,450 体育館メインアリーナ北入り口扉修繕 5,500 おもしろ広場トイレ鍵取替 16,500 メインピストルケーブルの劣化に伴う断線による修繕 5,852 県民体育館トレーニングルーム機器レザー部破れ修繕 14,000 県民体育館受付手提げ金庫修理 2.200 陸上競技場加圧給水ポンプ漏水による修繕 45,100 9番・12番テニスコート人工芝摩耗・破れによる修繕(応急処置) 344,300 野球場空調設備排水ドレンのつまり改善 22.000 体育館監視カメラモニター4分割ユニット出力不良による修繕 193,930 陸上競技場トレーニングルーム機器フラットベンチ座部交換 13.000 陸上競技場散水用スプリンクラーポンプ漏水による修繕 34,100 県民体育館トレーニングルーム機器ルームランナー④、⑤修理 33,000 8月 県民体育館トレーニングルーム器具ラバーダンベル修理 36,300 陸上競技場第4ゲートシャッター開閉不良による修理 8,800 県民体育館トレーニングルーム機器レザー破れ修繕 12,500 テニス場非常警報設備スピーカの不良による修繕 15,950 県民体育館誘導灯2箇所停電時の作動不良による修繕 19,800 県民体育館トイレ感知フラッシュピストンバルブ修繕 85,800 290,400 県民体育館移動観覧席ホイルチャンネル先端金具変形による修繕 9月 県民体育館男子トイレ手洗い排水管劣化による修繕 22,770 法定24か月点検(日産モコ鳥取580い7075) 109,960 法定12か月点検(日産クリッパー鳥取480こ7708) 14,300 県民体育館トレーニングルーム機器走行ドライブベルト不良により修繕 136,730 県民体育館トイレ感知フラッシュピストンバルブ修繕 85.800 陸上競技場連発式スタート発信装置ケーブルの劣化による修繕 53.922 桜の園女子トイレ洗浄管の劣化に伴う漏水による修繕 11.418 14,278 1月 屋外第2・4トイレ各男子トイレ大便器部品の劣化による修繕 9,504 野球場女子トイレ手洗い場水栓破損による修繕 県民体育館直流電源装置一部作動不良による修繕 231,000 陸上競技場製氷機パッキン及び接合部の劣化による修繕 19,800 球技場給湯器凍結に伴う内部亀裂発生による修繕 119,900 陸上競技場電気自動車バッテリー劣化による取り替え 297,000 2月 陸上競技場控室・貴賓室カーテンレール、カーテン等取り替え 248,589 誘導灯交換修理(野球場観覧席) 138,600

105,325

多目的掲示板装置修理(陸上競技場)

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 令和2年度 県民体育館第一研修室壁紙破れ等による修繕 378,542 33,000 県民体育館サブアリーナ扉開閉不良による修繕 公用車(モコ)カップリング劣化による修繕 65,230 球技場倉庫屋根陥没等による修繕 269,500 県民体育館トレーニング機器カーフプレス修繕 42,460 県民体育館トレーニング機器クロスオーバーマシン修繕 104.720 テニス場横グレーチング劣化による取り替え 48,400 陸上競技用機器保守点検による不具合発生機器の修繕 171,644 県民体育館誘導灯保守点検により修繕が必要と診断された箇所の修繕 170,500 県民体育館煙感知器保守点検により修繕が必要と診断された箇所の修繕 242,000 県民体育館中央監視装置消耗品取替修理 67,100 県民体育館スタンド空調機系統(AC-1B)ダンパ操作器取替修理 66,000 県民体育館正面玄関扉開閉調整 146,080 3月 陸上競技場貴賓室空調機各部品劣化等による修繕 270,600 県民体育館空調機AC-4ダンパー劣化による取り替え 237.600 県民体育館メインアリーナパワーアンプ破損による修繕 361.900 園内スピーカー不具合発生機器の取り替え 165.000 陸上競技場ゲート防風被害による補強修繕 66,000 野球場トラクターハードレイキポイント交換 59.389 テニス場周辺パーゴラ塗装劣化剥離による修繕 264,000 県民体育館サブアリーナ屋根雨漏り修繕 616,000 時計台前バリカー劣化による修繕 146,300 陸上競技場大型映像装置雨漏り修繕 880,000 中央広場点字ブロック劣化による補修 601,464 陸上競技場多目的トイレ電気温水器故障による交換 112,000 陸上競技場第1研修室 カーテン新設 280,390 計(R2年度) 10,220,282 令和3年度 体育館自家発電設備冷却水ホール劣化による交換 484,000 陸上競技場第1ゲート暴風被害での破損による修繕 107,800 4月 公用車(エブリイ)車検 17,721 パソコン(リース物件)ハードディスク破損による修繕 33,000 体育館冷却水管配管破損による修繕 26.400 体育館サブアリーナ避雷針避雷針破損による修繕 979.000 体育館玄関タイル破損による修繕 49.500 5月 体育館空調機用ダンパー劣化に伴う取り換え 249,700 体育館冷却塔給水配管破損による修繕 16,500 18,000 受水槽ボールタップ劣化による取り換え テニスコート人工芝剥がれ等による部分補修 385,000 ニス場周辺第1女子トイレロータンク給水設備の交換 22.990 メインアリーナ壁破損のため修理 88.000 不具合によるプリント基板交換 70,400 6月 電動ライン引機 破損した部品交換 113,718 33,220 陸上競技場・輪転機修繕 破損した部品交換 多目的広場トイレ手洗い器給水管の交換 83,050 自動扉外部側表示部蓋修理(陸上競技場周辺北側トイレ) 18,480 中央監視装置用冷却ファン破損のため修理 6.600 製氷機消耗部品の劣化による修繕 19.019 野球場電気室 照明盤1 L-1B配線ブレーカー破損のため取替修理 97,900 県民体育館トレッドミルキーパッド破損のため修理 28,270 7月 電動ライン引き機破損のため修理 112,673 防球ネットキャスター不良により交換修理 18,040 県民体育館扉修理(倉庫①、器具庫⑤) 176,000 205,700 おもしろ広場付近階段タイル等補修工事

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 令和3年度 陸上競技場第2ゲート 強風でゲート接続部破損による修繕 99,000 8月 ■野球場放送室エアコン プリント基板交換 55,000 飲食施設(TREES)地盤沈下による給水管の外れ補修 70,000 県民体育館1階ロビー中央男子トイレ手洗い排水管修理 27,060 野球場トラクターハードレイキポイント交換 59,389 布勢総合運動公園路内漏水(陸上競技場止水弁付近) 1.430.000 県民体育館第1研修室スライディングウォール ボルトの緩みを調整 33,000 第4駐車場(多目的G) マンホール交換 89,100 9月 雨天練習場 板硝子交換 35,200 陸上競技場配線ダクト交換工事 660,000 陸上競技場テント一部劣化のため修繕 16,500 県民体育館 トイレ小便器光電センサー交換 171,600 7月保守点検でC、D判定の遊具の修繕 426,602 自転車パンク修理 3.080 ショルダープレス、ペクトラル、アームカール修理 150,920 マルチアジャスタブルベンチ 油圧ダンパー交換 23,210 10月 アクティブ10Ⅱタイミングベルト交換 26.400 ロープーリーケーブル部品交換 48,290 右リアコンビネーションバルブ交換 1.414 県民体育館 スプリンクラー主弁他修繕 220,000 ホーンスピーカー取替修理(陸上競技場北側側壁) 98,450 県民体育館トレーニング室トレッドミルNo.3.4.修繕 134,200 県民体育館トレーニング室ロープーリー修繕 90,750 11月 陸上競技場1階男子トイレ感知フラッシュ修理 59,400 体育館2階女子トイレ子供用小便器感知フラッシュ修理 85,800 県民体育館2階カーテンウォール部漏水修繕 39,600 法定12か月点検(日産モコ鳥取580い7075) 20,350 506,000 親水広場埋設給水管漏水復旧工事 12月 陸上競技場 投てき用囲い主柱修繕 351,527 テニスコート流し台配管修理 14,300 1月 公用車車検(日産軽トラ) 法定24ヶ月車検 37,507 県民体育館煤煙濃度計故障により修理 462,000 2月 多目的広場 多目的トイレ自動扉コントローラーの故障により修理 610.500 内蔵式支柱用のバレーボールネットのワイヤーを巻取り式へ交換 26.400 野球場・事務室換気扇の取替工事 41.800 野球場・ピッチング場(1塁・3塁)シャッターのカギの取替工事 56,854 体育館南器具庫扉取替 22.440 陸上競技場自動火災報知設備受信機主音響装置取替修理 6,600 県民体育館自火報煙感知機取替修理 291,500 陸上競技場 制水弁漏水復旧工事 935.000 3月 陸上競技場 散水栓漏水復旧工事 913,000 中央広場 散水栓漏水復旧工事 253,000 277,343 陸上専用機器 修繕工事 補助競技場及び投てき場入り口フェンスゲート修繕 176,000 陸上競技場 男子更衣室シャワー漏水工事 123,200 サッカーゴール修繕 33.000 多目的広場付近水路修繕工事 550,000 テニスコート周辺第2トイレ 多目的トイレ洗浄管漏水工事 13.167 計(R3年度) 13,336,134 令和4年度 176,000 陸上競技場周辺漏水復旧後舗装工事 県民体育館屋外消火栓箱 440,000 県民体育館2階トイレ光電センター修繕 85,800 ┃テニスコート周辺第2トイレフラッシュバルブ修繕 85,800 県民体育館指示調節器修繕 105.600 野球場グラウンド入口扉ドアノブ修繕 70,400 公用車(エブリイ)12か月点検 17,116

(単位:円) (布勢総合運動公園) 修繕内容 実績額 年度 令和4年度 13,200 野球場(2階通路)誘導灯バッテリー交換 県民体育館(1階サブアリーナ前通路・3階機械室302前出入口)誘導灯バッテリー交換 44,000 陸上競技場 中二階 誘導灯の交換 劣化によるパネル亀裂 143,000 5月 陸上競技場 正面バリカー 劣化による破損 溶接工事 44,000 陸上競技場 スイーパー エンジンオイル交換 38,720 ソフトテニスネットワイヤー交換 15.180 県民体育館冷却塔給水ボールタップ取り換え 47,300 陸上山縣選手記念プレート設置用壁修繕 275,000 県民体育館トレーニングルーム機器ハイプーリー レザー張替え 10,000 県民体育館トレーニングルーム機器フラットベンチ レザー張替え 6月 9,000 陸上多目的掲示板修繕 244,200 県民体育館メインアリーナ空調機ダンパ操作器取り換え修理 148,500 陸上山縣選手記念プレート設置工事 255,600 県民体育館 自家発電期ファンベルト取替 50,600 野球場スコアボード雨漏り修理(コーキング) 726.000 野球場トラクター:ハードレイキプロ用 ディゼルプルポイント交換修理 59.389 野球場グラウンド入口扉建具修繕工事 15.400 野球場3塁側散水栓漏水復旧舗装工事 594,000 7月 野球場1塁側散水栓漏水復旧舗装工事 495.000 県民体育館トレーニングルーム機器ペクトラル レザー張替え 12,000 県民体育館R-1冷却水ポンプ破損修理 792,000 県民体育館サブアリーナ空調機制御弁用コントロールモーター修理 61,600 多目的広場散水栓漏水復旧舗装工事 523,600 ふれあい広場・遊具広場・球技場付近 漏水復旧修繕 232,595 陸上競技場 高さ調整金具破損による修繕 77,715 テニスコート屋外用硬式テニスネット破損のため修理(2張) 47,850 テニスコート 屋外用軟式テニスネット中心紐破損のため修理 15,180 132,000 県民体育館 消防設備誘導灯及び信号装置 バッテリー交換 県民体育館 消防設備非常灯バッテリー交換 55,000 ▲陸上競技場及び野球場 消防設備誘導灯バッテリー交換 71,500 テニス場 スピーカー2台不良のため修理 72,600 野球場 CD・MDデッキ不良のため修理 81,400 33.550 陸上競技場 音声出力ミキサー不具合のため修理 テニス場周辺 便所棟身障者トイレ自動ドア保守点検指摘箇所修理 161.040 おもしろ広場No.1タイヤブランコ上部回転金具破損のため修理 178,090 県民体育館サブアリーナ屋上点検口修繕工事 38,500 10月 県民体育館研修室建具金物取替工事 53,900 11月 陸上競技場トレーニングルーム横花壇内 給水管漏水復旧工事 957,000 飲食施設止水栓漏水復旧工事 385,000 12月 法定24か月点検(日産モコ鳥取580い7075) 34.070 法定12ヶ月点検(日産クリッパー) 21,836 1月 |県民体育館メインアリーナ大響ブザー修理(バスケットボール用器具) 24,200 ふれあい広場給水管漏水復旧工事 462,000 BARONESSグランドレーキ点検・整備 45,078 2月 コートローラー点検・整備 11,539 県民体育館スプリンクラーポンプ修繕 99.000 野球場3塁側ブルペンシャッター修繕 303,600 県民体育館誘導灯修理(年次点検指摘事項) 264,000 県民体育館自火報煙感知機取替修理(年次点検指摘事項) 77,000 ボール渡り上部スライド滑車破損 805,200 3月 トイレ手洗器修繕 陸上競技場1階トイレ(3箇所)、県民体育館身障者用シャワ一室(1箇所) 38,500 野球場誘導灯バッテリー交換修理(年次点検指摘事項) 13,200 218,599 陸上競技電子機器 部品交換 陸上競技用器具 部品交換・修繕(一般機器関係) 173,338 計(R4年度) 10,782,085

※改正手続き中

○鳥取県都市公園条例

昭和54年10月20日 鳥取県条例第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の設置基準)

- 第1条の3 都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置するものとする。
- 2 都市公園の規模は、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。

(公園施設の設置基準)

- 第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。
- 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、別表第1の左欄に掲げる建築物に限り、当該建築物の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める割合を超えないこととする。

(運動施設の設置基準)

第1条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第8条第1項の条例で定める割合は、100分 の50とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

- 第1条の6 バリアフリー法第13条第1項の特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第2の基準によらないことができる。

第3章 都市公園の管理

(管理の原則)

第1条の7 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パークPFI(法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。以下同じ。)の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。

(行為の禁止)

- 第2条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
 - (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
 - (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (6) たき火をすること。

- (7) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で 知事が定めるもの

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の 団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、別表第3に掲げる公園(以下 「指定管理者管理公園」という。)ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定 管理者管理公園の管理に関する業務(次に掲げる業務を除く。)を行わせることができる。
 - (1) 法第5条第1項の許可を受けた部分に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの権限(法の規定による公園管理者の権限を含む。)に属する業務
- 2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務のうち、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可は、その対象となる物件が法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物(当該指定管理者が指定管理を行う指定管理者管理公園の設置目的に適合するものであって、定型的なものに限る。)に係るものに限るものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、第1項の規定にかかわらず、当該公園施設(以下「指定管理者管理公園施設」という。)について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定(以下「追加指定」という。)して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務(第1項各号に掲げる業務を除く。)を行わせることができる。
 - (1) 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの
 - (2) 新たに設置し、又は取得することとなるもの(法第5条第1項の許可を受けたものを除く。)

第4条 削除

(指定管理者の管理の期間)

- 第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間(パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園にあっては、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間)とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。
- 2 第3条第3項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

- 第6条 指定管理者管理公園(追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設とする。以下同じ。)の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 指定管理者管理公園の休園日(追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設の利用を休止する日とする。)は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限)

(行為の制限)

- 第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他の営業を行うこと。
 - (2) 物品を頒布すること。
 - (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
 - (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。
- 3 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- 4 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の 管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

- 第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金を徴収する施設 (以下「有料公園施設」という。)は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 有料公園施設を利用しようとする者(指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。)又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に 該当するとき。
- 4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(許可の特例)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第7条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

(措置命令等)

- 第10条 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、都市公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、都市公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、この条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。
- 3 指定管理者は、法に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令 に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(利用許可の取消し)

- 第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第4のとおりとする。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

- 第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用をする者が当該占用の目的に付随して行うもの

(使用料)

- 第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可(知事の許可に限る。)を受けた者(法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。)又は第7条第1項若しくは第2項の許可(知事の許可に限る。)を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。
- 2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、 使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

- 第15条 法第6条第1項若しくは第3項の許可(知事の許可を除く。)に係る都市公園の占用、第7条 第1項若しくは第2項の許可(知事の許可を除く。)に係る行為又は有料公園施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させ る。
- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第 16 条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除 しなければならない。

(監督処分)

- 第17条 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 第7条第4項の条件に違反したとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
 - (4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき。
- 2 知事(指定管理者管理公園にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。
 - (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

- 第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。)の名称又は種類 並びに形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日を経過する日までの間、 規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を鳥取県公報に登載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(届出)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
 - (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
 - (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
 - (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。
 - (5) 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

第4章 雜則

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園 予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第2条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者
- 第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を 科する。
- 第27条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第42号で昭和57年8月1日から施行)

附 則 (昭和59年条例第10号)

この条例中別表第4の改正規定のうち鳥取県立東郷湖羽合臨海公園に関する部分は昭和59年4月1日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

(昭和59年規則第43号で別表第1の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分及び別表第4の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分は昭和59年5月3日、第3条の2第1項の改正規定、別表第1の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第1補助競技場及び第2補助競技場に関する部分並びに別表第4の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第1補助競技場及び第2補助競技場に関する部分は昭和59年5月25日から施行)

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第11号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第23号)

この条例は、平成2年10月7日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第9号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第4の1の2の改正規定及び同表の1の備 考の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成7年規則第37号で平成7年4月14日から施行)

附 則(平成7年条例第15号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第14条及び別表第3の改正規定並びに次項の 規定は、平成7年4月1日から施行する。

(平成7年規則第38号で平成7年4月1日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 1 別表第4の1の備考2の改正規定中「若しくは第1補助競技場」を「、第1補助競技場若 しくはテニスコート」に改める部分 平成7年4月14日
- 2 第 11 条の改正規定及び別表第 4 の次に 1 表を加える改正規定中鳥取県立米子駅前だんだん 広場に関する部分 平成 7 年 4 月 20 日
- 3 別表第1の改正規定、別表第4の1の1の表の改正規定及び別表第4の1の備考2の改正 規定中鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館に関する部分 平成7年5月13日
- 4 第8条の改正規定及び別表第1の改正規定中鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園に関する部分 平成7年7月29日)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第16条中第17条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、第20条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 11 号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 33 号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成 14 年条例第 49 号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成 15 年条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成 16 年条例第 63 号)

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 109 号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成16年12月17日)

附 則 (平成 16 年条例第 79 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2並びに別表第1及び別表第4の改正については、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 80 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し 必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新 条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお 従前の例による。

附 則 (平成 21 年条例第 74 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 62 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年条例第 12 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平 31 条例 22·一部改正)

附 則(平成 31 年条例第 22 号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

附 則(令和2年条例第60号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

ALL ALL MARIN	
区分	割合
1 次に掲げる公園施設である建築物	100 分の 10
(1) 法第2条第2項第3号に規定する休養施設	
(2) 法第2条第2項第5号に規定する運動施設	
(3) 法第2条第2項第6号に規定する教養施設	
(4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性	
貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又	
は延焼防止のための散水施設	
(5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所	
2 3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物(1の項に規定	100 分の 2
する建築物を除く。)	

別表第2 (第1条の6関係)

1 園路及び広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の 状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - エ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120 センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別 の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
 - ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。
 - イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ウ 階段の上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。
 - エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - キ 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、スロープを併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりスロープを設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。

- (5) 階段若しくは段に代え、又はこれに併設するスロープは、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが 75 センチメートルを超えるスロープにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに 踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。
 - キ スロープの上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し傾斜の存在の警告を行う ために、点状ブロックを敷設すること。
 - ク 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック及び線状ブロック (床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、 かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度が大きいことにより容易に識別できるものをい う。)を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障がい者等の転落を防止する ための設備が設けられていること。
- (7) 2の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設及び主要な公園施設に接続していること。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例(平成 20 年鳥取県条例 第 2 号)第 19 条の規定に適合するものであること。

2 屋根付広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
 - ウ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に 開閉して通過できる構造のものとすること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は5の項に定める基準に適合するものであること。

4 駐車場

- (1) 専ら自動二輪車(側車付きのものを除く。)のための駐車場を除き、駐車場の全駐車台数に 50分の1を乗じて得た数以上、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、幅は350センチメートル以上とし、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

5 便所

- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80 センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の 理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

- ウ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けていること。
- エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に 開閉して通過できる構造のものとすること。
- (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。
- (4) 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓(以下「特定水栓」という。)を設けること。
- (5) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。
- (6) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。
 - ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、80 センチメートル以上とすること。
 - (イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) 当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
 - (エ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が 容易に開閉して通過できる構造のものとすること。
 - イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。
 - ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - エ くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。
 - オ 洗面器又は手洗器に特定水栓を設けること。
- (7) 男子用小便器を設ける場合は、床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器には手すりを設けること。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例第 17条の規定に適合するものであること。
- 6 水飲場及び手洗場
 - (1) 車いす使用者が接近できるよう、奥行き 150 センチメートル以上、幅 150 センチメートル以上の水平部分を設けること。
 - (2) 水栓までの高さは80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。
 - (3) 特定水栓を設けること。
- 7 掲示板及び標識
 - (1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - (2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。
 - (3) 園路又は広場の出入口の付近には、1の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設けること。

別表第3(第3条関係)

(昭 59 条例 10・全改、平 2 条例 23・平 6 条例 9・平 7 条例 15・平 10 条例 9・平 12 条例 133・平 15 条例 36・平 16 条例 79・平 17 条例 80・一部改正、平 24 条例 62・旧別表第 1 繰下)

- 1 鳥取県立布勢総合運動公園
- 2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (藤津地区、浅津地区及び南谷地区)
- 3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区及び長和田地区)
- 4 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (はわい長瀬地区及び宇野地区)

別表第4 (第12条関係)

<u> </u>		
区分	申請者の記載事項	
法第5条第1項の条公園施設を設けようとする場合	1 設置の目的	
例で定める事項	2 設置の期間	
	3 設置の場所	
	4 公園施設の構造	
	5 公園施設の外観	
	6 公園施設の管理の方法	
	7 工事の実施方法	

	8 工事の着手及び完了の時期 9 都市公園の復旧方法 10 その他参考となるべき事項
公園施設を管理しようとする場	1 公園施設の種類及び場所
合	2 管理の目的
	3 管理の期間
	4 管理の方法
	5 その他参考となるべき事項
許可を受けた事項を変更しよう	当該変更に係る事項
とする場合	
法第6条第2項の条例で定める事項	1 占用物件の外観
	2 占用物件の管理の方法
	3 工事の実施方法
	4 工事の着手及び完了の時期
	5 都市公園の復旧方法
	6 その他参考となるべき事項

別表第5 (第14条関係)

別表第5	(第 14 条)			
区分		使用料			
		単位	金額		
				非課税とされる公園	非課税とされる公園
				施設の設置等	施設の設置等以外の
					設置等
法第5条	公園施設の	り設置	1平方メートルにつき	1,050円	1, 155 円
第1項の	(1年	·	
許可	公園施設	通勤等のための駐	1平方メートルにつき	使用の許可を受ける	者の受益の程度、近
	の管理	車場として管理す		傍類似の土地の賃貸料	
		る場合		が別に定める額	, , , = ,,,,,,
		その他の場合	1平方メートルにつき		1,380円
			1月		_, 1 4
法第6条	電柱又は電	・ 『柱の支線若しく	1本につき1年	1,500円	1,650円
第1項又					_,, -
は第3項			1平方メートルにつき	900 円	990 円
の許可			1年		,
	共架電線を	その他上空に設け	長さ1メートルにつき	6円	7 円
	る線類				. 1 4
	水道管、	外径が 0.1 メート	1年 1メートルにつき1年	75 円	82 円
	下水道	ル未満のもの			
		外径が 0.1 メート	1メートルにつき1年	110 円	121 円
		ル以上 0.15 メー	17 (= - 0 1)	110,13	1-11
		トル未満のもの			
	類するも		1メートルにつき1年	150円	165 円
	の	トル以上 0.2 メー	17 (= - 0 1)	100,13	100,14
		トル未満のもの			
			1メートルにつき1年	300 円	330 円
		ル以上 0.4 メート	17 17 (2 2 2 1 1		30011
		ル未満のもの			
		外径が04メート	1メートルにつき1年	760 円	836 円
		ル以上1メートル	· ·	10011	000 1
		未満のもの			
			1メートルにつき1年	1,370円	1,507円
		以上のもの	17 17 (2 2 2 1 1	1, 0.013	1,00111
		ハンドホール又は	1個につき1年	3, 370 円	3,707円
		マンホール		0,01011	0, 101 1
	郵便差出額		1個につき1年	460 円	506 円
	箱	1八15111日以上出		100 1	000 1
	Li El				

	公衆電話所	1個につき1年	1,500円	1,650円
	集会、展示会その他これら	1平方メートルにつき	3円	4円
	に類する催しのため設けら	1 日		
	れる仮設工作物			
	標識	1本につき1年	1,500円	1,650円
	その他のもの	1平方メートルにつき	1,050円	1, 155 円
		1年		
		1平方メートルにつき	3円	4円
		1 日		
第7条第	物品の販売その他の営業	1人につき1日		410 円
	集会、展示会その他これら	1平方メートルにつき		4円
第2項の	に類する催し	1 日		
許可				

備考

- 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び 法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108 号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 公園施設の設置の期間若しくは使用料の額が年額で定められているものの占用の期間が1年未満であるとき、又はこれらの期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、公園施設の管理の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 4 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。

鳥取県立布勢総合運動公園管理業務仕様書

この仕様書は、鳥取県立布勢総合運動公園(以下「布勢公園」という。)の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を示すものである。指定管理者は、業務の履行に当たり、公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うことにより快適な施設環境を作るとともに、施設利用の促進に努めるものとする。

1 管理運営方針

- (1)公の施設であることを念頭に置いて、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又各施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- (3) 県の競技スポーツの振興を図る中核的施設として、高度な施設機能を確保の上、全県及び全国規模等の 競技大会等が円滑に開催できるよう適切な管理運営を行うとともに、全国規模の大会の招致や競技力向上 及び競技者育成の促進に努めること。
- (4) 県民の生涯スポーツやレクリエーション活動の振興を図るため、大会、イベントの開催に配慮するとともに、布勢公園の多様な施設を活用した各種講習会、体験学習会等を開催し、県民の健康増進に努めること。
- (5) 利用者の声を事業計画書に反映させるとともに、管理運営にあたり常に利用者の要望の把握に努めながら利用者の満足度を高めていくこと。また、公園の各種施設や自然環境の紹介に努め、公園利用の促進を図ること。
- (6) 県と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

2 管理の基準

(1) 有料公園施設の設定

布勢公園の有料公園施設は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。なお、有料公園施設は、(2)に掲げる現行の有料公園施設を標準として設定すること。

- (2) 公園施設の利用時間及び休園日
 - ア 有料公園施設の利用時間及び休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、とっとり県民の日(9月12日)及び9月の第2土曜日及びその翌日は、休園日としてはならない。また、利用時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。
 - イ 知事から指示があった場合には、指定管理者は、利用時間及び休園日を臨時に変更することができる。
 - ウ 有料公園施設以外の公園部分は、原則として常時開放すること。なお、適正な公園管理のためやむを 得ず一部の施設の利用時間等を制限する場合は、あらかじめ県に報告すること。

【現行の有料公園施設の利用時間及び休園日】

有料公園施設	利 用 時 間	休 園 日
テニス場(夜間照明のないテニスコートに限る)、 補助競技場、多目的広	午前9時から午後5時(4月1日から9月30日までの間にあっては、午後7時)まで	1月1日から同月3日まで及び12 月29日から同月31日までの日
場、投てき場		
陸上競技場、野球場、球 技場、テニス場(夜間照 明のないテニスコートを 除く)	午前9時から午後9時まで	

鳥取県民体育館	午前9時から午後10時まで	・1月1日から同月3日まで及び1
		2月29日から同月31日までの
		日
		毎月第3火曜日(その日が休日
		(国民の祝日に関する法律(昭和
		23年法律第178号)に規定す
		る休日をいう。)に当たるとき
		は、その直後の休日でない日)

(3) 受付・案内業務

利用者からの口頭・電話等による問い合わせ及び公園施設の利用申し込みに対して、受付・案内する業務。

なお、公園に関する意見・苦情等に適切に対応するとともに、県に関わるものについては、速やかに県 に報告を行うこと。

(4) 利用許可・取消し業務

【利用許可】

- ア 有料公園施設の利用の許可について、鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号。以下「都市公園条例」という。)第8条第3項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。なお、管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付すること。
- (ア) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (イ) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (ウ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして、規則で 定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、(ウ) に該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

- イ 利用許可に係る業務は、指定管理者が、あらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は、当該規程を県に届け出ること。利用者の手続を定めるに当たっては、利用者にとって簡便な方法となるよう配慮すること。なお、9の(11)の県立施設予約システムを使用すること。
- ウ 利用許可に当たっては、利用申込書において、都市公園条例に規定する行為の制限等の規定の遵守及 び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされ る場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。
- エ 業務に当たっては、施設の公平な利用や安全性の確保について十分に配慮すること。

【利用許可の取消し】

都市公園条例第11条の規定に基づき、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められる ときには、利用許可を取り消すことができる。

- ア 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき
- イ (7)のア又はイの命令に従わないとき。
- ウ 利用許可の条件に違反したとき。
- エ 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- オ アからエまでに掲げる場合のほか、布勢公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると き。
- (5) 行為許可・取消し等業務

【行為許可】

都市公園条例第7条第1項各号に掲げる次の行為の許可を行うこと。なお、許可にあたっては、県が 別途作成するマニュアルに沿って行うこと。(行為の許可は、現在、県が行っているが、令和6年4月以 降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。)

- ア 物品の販売その他の営業を行うこと。
- イ物品を頒布すること。
- ウ 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- エ 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

なお、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことができる。また、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

- オ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- カ 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- キ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

【行為許可の取消し等】

都市公園条例第17条第1項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- ア 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- イ 行為許可の条件に違反したとき。
- ウ 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- エ (7)のア又はイの命令に従わないとき。

また、都市公園条例第17条第2項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、上記と同様に、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- オ都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- カ 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- キ オ及びカに掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(6) 占用許可・取消し等業務

都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が布勢公園の設置目的の範囲内で行う 都市公園法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。

また、許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。(当該占用許可は、現在、 県が行っているが、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可 のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。)

なお、占用許可は、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限る。

(7) 措置命令等

都市公園条例第10条第1項から第3項までの規定に基づき、次に掲げる措置命令等をすることができる。

- ア 布勢公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、布勢公園を利用する者に対し、必要な 措置を命ずることができる。
- イ 都市公園条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、布勢公園への入園を拒み、又は 布勢公園から退去を命ずることができる。
- ウ 都市公園法に規定する知事の許可を受けて布勢公園を利用する者が ア の命令に従わないときは、知 事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(8) 利用料金

有料公園施設等の利用に係る利用料金は、別添の布勢総合運動公園基準利用料金表の料金を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、審査時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、新たなサービスの付加や料金区分の新設、法令の改正等により、利用料金を設定又は改定する場合は、この限りでない。

(9) 利用料金の減免等

指定管理者は、利用料金を減免する場合には、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ 知事の承認を得ること。この場合において、別添の都市公園減免事項に掲げるものについては必ず減免す るものとし、その減免率は、現行の減免率を標準とすること。

(10) 利用料金の徴収・減免・返還業務

(4) の許可に係る利用料金等の徴収・減免・返還に係る業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は当該規程を県に届け出ること。なお、利用者の手続を定めるにあたっては、利用者にとって簡便な方法となるよう配慮すること。

(11) 利用調整業務

大会等の開催及びそれに伴う駐車場等の施設利用を円滑に行うため、以下に示した大会や行事の規模別に、利用調整を行うこと。

- ・中国ブロック以上の大規模な大会や行事、県高等学校総合体育大会など県内の学校が参加する主要な 大会、その他指定管理者が必要と判断した大会や行事…利用年度の前々年度
- ・上記以外の大会や行事…利用年度の前年度

利用調整は、利用を希望することが想定される者に対し事前に的確に案内したうえで、大会や行事の内容や性質によって優先度を考慮し、適切に判断すること。

そのため、指定管理者は利用調整の基準を規程等によりあらかじめ定め、事前に県に届け出ること。 なお、令和6年度の利用調整については、前年度中(令和5年度)に実施する調整結果を引き継ぐこ と。

3 施設別留意事項

各施設の委託業務の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 陸上競技場

県内唯一の日本陸上競技連盟の第1種公認陸上競技場として、陸上競技の県大会、全国大会等の大会が円滑に開催できるよう適切に維持管理し、利用の促進を図ること。芝グラウンドは、サッカー、ラグビー等のハイレベルな大会の開催が可能な西洋芝(ティフトン等)グラウンドとしているので、別添の芝グラウンド利用基準を参考に適切な利用基準を定め、利用者に周知の上、適切な利用の促進を図ること。また、大型映像装置の利用促進を図ること。

(2) 補助競技場

日本陸上競技連盟の第3種公認陸上競技場として、第1種公認の陸上競技場と併せて各種大会に利用されるとともに、競技者等の練習場所として利用される施設であるため、適切に維持管理し、利用の促進を図ること。なお、芝グラウンドについては、別添の芝グラウンド利用基準を参考として適切な利用基準を定め、利用者に周知の上、適切な利用の促進を図ること。

(3) 球技場

サッカー、ラグビー等球技専用の競技場として陸上競技場と同様の西洋芝 (ティフトン等) グラウンド としているので、各種大会等が円滑に開催できるよう適切に維持管理を行い、利用の促進を図ること。 なお、芝グラウンドについては、別添の芝グラウンド利用基準を参考として適切な利用基準を定め、利用者 に周知の上、適切な利用の促進を図ること。また、更衣室シャワー室を設置しているので、適切に維持管 理すること。

(4) 多目的広場

芝グラウンドはソフトボール、サッカー、ラグビー等の各種球技の大会や練習場所として利用可能な西洋芝(ティフトン等)グラウンドとしているため、適切に維持管理を行い、利用の促進を図ること。なお、競技者以外の利用者による広場としての利用についてもその促進を図ること。芝グラウンドについては、別添の芝グラウンド利用基準を参考として適切な利用基準を定め、利用者に周知の上、適切な利用の促進を図ること。

(5) 野球場

県内の主要な野球場のひとつであるため、各種大会等が円滑に開催できるよう適切に維持管理し、利用 の促進を図ること。

(6) 投てき場

投てき及びアーチェリーの競技場として、適切に維持管理し、利用の促進を図ること。なお、安全のため、投てきとアーチェリーの同時利用は認めないため、利用競技の割り当てを行う等、適切な管理運営を図るとともに、アーチェリーでの利用にあたっては、鳥取県アーチェリー協会と調整の上、一定の利用条件を定めること。

(7) 県民体育館

県内で最大規模の体育館であるため、各種大会等が円滑に開催できるよう適切に維持管理し、利用の促進を図ること

サブアリーナに設置されているクライミングウオールの利用に当たっては、利用者の事故防止等のため、鳥取県山岳協会の会員その他の十分に指導監督を行う能力を有する者が利用指導を行う場合に限り利用許可を行うこと。

※メインアリーナについては、改修工事により令和5年度から令和6年6月30日まで利用停止予定。

(8) トレーニングルーム

陸上競技場のトレーニングルームは、主に競技者が競技力向上のために使用し、県民体育館のトレーニングルームは、競技者及び競技者以外の一般利用者が体力向上のため使用している。指定管理者は、利用状況を勘案し、安全管理に努めるとともに、利用者に対し、利用指導等を適切に行うこと。

トレーニング機器類は、常に良好な状態に保つとともに、故障等が生じた場合には速やかに修理等を行うこと。

(9) テニスコート

県内で最大規模の面数を有するテニスコートであるため、各種大会等が円滑に開催できるよう適切に維持管理し、利用の促進を図ること。

(10) 遊具施設

布勢公園には、おもしろ広場、コミュニティー広場等に遊具が設置され、多くの幼児、児童等に利用されている。指定管理者は、日常点検及び専門技術者による定期点検を行い、これらを適切に維持管理し、安全確保に努めるとともに、修繕等が必要な場合は速やかに対応すること。

(11) 桜の園その他の広場・施設

布勢公園内の桜の園をはじめとする広場・施設は、多数の一般利用者がレクリエーションや憩いの場所として利用している。指定管理者は、これらの施設を適切に維持管理し、施設を活用した利用の促進を図ること。なお、桜の園は、花見の場所としても利用されているが、利用者マナーの確保が図られるよう留意し、管理を行うこと。

(12) トリムの森その他緑地

布勢公園内にはトリムの森の他、多数の緑地が整備されており、潤いのある公園環境を利用者に提供している。指定管理者は、公園利用者が樹木・植物に親しむことができるよう、緑地を適切に維持管理し、緑地環境を利用した公園利用の促進を図ること。

(13) 駐車場

競技大会、イベント等(以下「大会等」という。)により駐車場の混雑が予想される場合は、大会等の 主催者に対し、交通整理員の配置等、安全性及び利便性の確保のための措置をとるよう指導すること。 また、駐車場の適切な管理に努め、不審車両や不法占用車両等が発生しないよう留意すること。なお、 不法占用車両等が確認された場合には、速やかに県に報告すること。

(14) ふれあい広場

令和5年度にふれあい広場を改修し、ゲートボール場とふれあい広場の一部をクレイ補装し、令和6年度中に供用開始予定である。改修後は、臨時駐車場、ゲートボール、ペタンク等、多目的に利用できる広場となるため、適切に維持管理を行い、利用の促進を図ること。(別添「ふれあい広場改修工事計画平面図」参照)

4 施設設備の維持管理

指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできない。ただし、委託業務のうち、清掃、警備、植栽管理等一部の業務を専門の事業者に委託することができる。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等布勢公園の管理 に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うとともに、作業の完了を確認し、業務記録等を作 成し、指定期間終了後5年間保存すること。

指定管理者は、施設又は設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のための応急措置、修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずること。

(1)清掃業務

公園内の建物内、園路、芝生及びトイレ等の清掃業務。

業務については、別添の布勢総合運動公園維持管理仕様書(以下「布勢維持管理仕様書」という。)に 基づき実施すること。 なお、美観又は衛生において良好な状態に保つことができないおそれがある場合 は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

(2) 設備等保守点検業務

公園内の施設・設備・機械等の法令等に基づく点検及び機能・安全性確保のための保守点検等を行う業務。

業務については、別添の布勢維持管理仕様書に基づき実施すること。なお、安全又は管理運営に支障がある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

(3)消防・警備業務

消防及び警備により公園内の安全を確保する業務。消防法の規定に基づく保守点検並びに休園日及び閉館時間における火災、防犯等への適切な対応を講じる業務。

業務については、別添の布勢維持管理仕様書に基づき実施すること。なお、安全又は管理運営に支障がある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は必要な処置を講じること。

(4) 日常点検業務

目視点検等により、施設・設備・園路等の日常点検等を行う業務。

目視点検等は、主要な施設について1日1回以上行い、異常等が認められた場合は速やかに必要な処置 を講じること。

(5) 遊具点検保守業務

目視等による日常点検並びに専門技術者による定期的な点検を行う業務。

設置されている遊具はすべて使用可能な状態を維持すること。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を講じること。また、撤去、改良等を行う場合は、県にあらかじめ協議すること。

点検業務については、別添の布勢維持管理仕様書に基づき実施すること。なお、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全な状態を確保するため必要な処置を講じること。

(6) 体育施設管理業務

スポーツ競技大会等の開催に対し、良好な施設・設備の提供を図る業務。

布勢公園は、第1種公認陸上競技場や県内最大規模の体育館を有する等、大規模な大会が開催できる県内唯一の施設であることから、体育施設管理士の資格を有する職員を1名以上配置するとともに、適正な管理体制を確保し、良好な施設・設備の提供を図ること。

(7) 植栽管理業務

公園内の植栽樹木及び芝生等の維持管理及び競技場の芝グラウンドの維持管理を行う業務。

業務については、別添の布勢総合運動公園維持管理仕様書に基づき実施すること。なお、景観又は生育、安全面において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

(8) 修繕業務

施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的に保 守点検を行い、施設等の保全に努めると共に、施設等の部品交換、補修修繕及び修繕情報の記録・保存を 行う業務。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

- ア 日常的な管理で必要となる消耗品又は部品の交換
- イ 発注1件当たり250万円未満の施設等の修繕(改良など原状復旧以外の方法による場合は、あらかじめ県に協議すること。)
- ウ 施設等の現場状況等を勘案し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち指定管理者へ指示するもの 上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行うものとする。県は、 対応について、指定管理者と協議した上で、管理上修繕が必要であると判断したものについて、県の負担による修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録については、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指 定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行うこと。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※発注1件とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。

(9) その他の施設・設備

その他の施設・設備についても、次の事項に留意の上、必要な措置を講ずること。

- ア 利用者が快適に利用できる環境を維持すること。
- イ 施設及び設備の機能及び環境を維持すること。

5 スポーツ・レクリエーション振興

(1) 利用指導業務

ア 施設・設備や遊具等の利用方法の指導

施設・設備や遊具等の利用方法について、利用者が適正に使用できるよう、又、事故が発生することが無いよう十分な指導・説明を行うこと。

イ トレーニングルームの利用方法の指導等

陸上競技場及び県民体育館のトレーニングルームの管理運営に当たっては、利用者への適切な指導、 説明、助言等(以下「利用指導等」という。)に努めること。なお、県民体育館トレーニングルーム は、競技者だけでなく、一般利用者が多いことから、トレーニング指導の可能な職員やボランティア等 を配置し、利用指導等の充実に努めること。

(2) スポーツ・レクリエーション振興業務

ア 競技スポーツの振興業務

県の競技スポーツの振興を図るため、全県及び全国規模等の競技大会の円滑な開催が図られるよう、 公園施設の利用調整及び運営の支援に努めること。また、全国規模の競技大会の開催や競技力の向上及 び競技者の育成を図る講習会、強化練習等については、各種競技団体と連携し、利用の促進を図るこ

イ 身近なスポーツ・レクリエーションの振興業務

県民の生涯スポーツやレクリエーション活動の普及推進を図るため、各種団体、機関等と連携し、公園の各種施設や広場、緑地を利用したイベント、講習会等の積極的な企画、開催に努めること。また、利用者の体力・健康の増進及びスポーツ技術の習得等の要望に対し、各種団体等と連携し、可能な限り技術的な指導や相談に応じること。

ウ 体験学習プログラムの実施

公園内の多様な施設や豊かな自然環境等を活用した体験学習会等のプログラムを、年間5回以上、延べ150人以上の参加者が得られるよう実施し、環境・緑化意識の醸成や心身の健康づくり等、布勢公園の魅力を活かした利用促進を図ること。なお、指定管理者は、事業についてあらかじめ事業計画書に記載し、県の承認を得て実施すること。(別添「体験学習プログラム例」参照。)

エ 障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための 取組を行うとともに、障がい者スポーツの普及振興に係る事業を実施すること

6 利用促進、サービス向上

(1) 宣伝広報業務

公園の利用促進のため、次に掲げる宣伝広報業務を行うこと。

ア パンフレット (リーフレット) 及び料金表の作成・配付

- イ ホームページの作成・公開
- ウ その他、公園の利用促進に有効な宣伝・広報
- (2) 自主事業の実施

指定管理者は、公園の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら利用料金以外の料金を徴収する事業 (以下「自主事業」という。)を実施できる。なお、自主事業を実施しようとする場合は、あらかじめ事 業計画書に記載すること。ただし、自主事業の内容が都市公園にふさわしくないもの又は公序良俗に反す るものである場合は、承認しない。

なお、指定管理者が県の承認を受けて実施する自主事業については、都市公園条例に基づく県の許可は要しないが、適宜、都市公園法に基づく許可を必要とする。

(3) 施設及び設備の設置

ア 施設及び設備の設置等

(ア) 指定管理者は、布勢公園の利用者のサービス向上を図る目的で、新規に施設及び設備を設置することができるほか、施設内の模様替えを行うことができる。この場合においては、あらかじめ県に協議を行うこと。

(イ) 留意事項

- a 施設の設置等を行った場合は、指定管理者の負担において指定管理期間終了までに原状に回復する こと。ただし、県との協議により、これによらないこととすることができる。
- b 施設又は設備が、布勢公園の設置目的に反するものでないこと。

イ 自動販売機の設置

(ア) 設置の報告

施設内の自動販売機の設置については、施設利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

また、設置にあたっては、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の許可が必要であるため、設置許可申請を行うこと。

なお、自動販売機設置に係る収入は、指定管理者が自らの収入として収受することができる。

(イ) 留意事項

- a 公園施設の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、必要な台数とすること。なお、現在の 設置場所及び台数は、別添の自動販売機設置状況一覧のとおりである。
- b 設置に当たっては、次の点を要件とする。
- (a) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。
- (b) 青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。
- (c) ゲーム機類は、設置しないこと。
- c 自動販売機等の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
- d cの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指 定管理期間の終期を限度とすること。

(4) その他

指定管理者は、公園利用の促進を図るため、積極的に利用促進に資する事業の企画や利用者ニーズの把握・広報などに努めること。

また、地域に根ざした公園利用の促進を図る観点から、ボランティアや住民との連携に努めること。

7 事件、事故の防止措置と緊急時の対応

(1) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。なお、緊急時の対応マニュアルは、あらかじめ県に報告を行うこと。

- イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応する こと。
- ウ 次のいずれかに該当する場合には、布勢公園の使用について県の指示に従わなければならない。
- (ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、布勢公園を閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
- (イ) 布勢公園について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
- (ウ) 布勢公園について、鳥取県及び鳥取市から、鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対 応)及び鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者 が協議の上、決定する。
- オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民 の安全の確保のために布勢公園を閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。
- (2) 事故が発生した場合の報告及び公表
 - ア 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

- イ 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者 への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
- ウ 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、そ の指示を仰ぐこと。
- (3) 保険の加入

公園利用者の事故等に対応するため、施設・設備の不備若しくは管理上のかしがあった場合又は利用指導上の過失により他人に損害を与えた場合(人身事故や物損事故が発生した場合)において管理者が負担する賠償金を担保する保険に加入し、事故等が発生した場合に対応すること。加入する保険は、公園内のすべての施設、区域を対象とするもので、その補償内容が次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 対人賠償限度額 1名につき 30,000,000円以上

1事故につき 300,000,000円以上

イ 免責金額 1事故につき 1,000円以下

8 人員体制

- (1)管理運営業務を実施するために必要な業務執行態勢を確保するとともに、労働基準法(昭和22年法律 第49号)を遵守し、利用者の利便性に考慮し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な 人数の職員を配置すること。
- (2) 管理責任者(以下「園長」という。) を1名配置すること。なお、管理責任者が不在であっても管理及 び緊急時の対応が可能な職員を常時1名以上配置すること。
- (3) 受付業務には、利用時間中、窓口のある陸上競技場、県民体育館に常時各1名以上配置すること。
- (4) 公園利用者にスポーツ・レクリエーションの指導・助言を行い、かつ陸上競技場及び県民体育館のトレーニングルームでの指導等を行うため、(公財) 日本スポーツ施設協会公認トレーニング指導士又は(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する専任の職員を1名以上配置すること。
- (5) 障がい者スポーツの普及振興を図るため、障がい者スポーツ指導員の資格を有する者を1名以上配置すること。
- (6) 布勢公園は、第1種公認陸上競技場を有する等、高水準の施設の維持管理が必要とされるため、(公財) 日本スポーツ施設協会公認体育施設管理士(以下「体育施設管理士」という。)の資格を有する職員を1名以上配置すること。

(7) 陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場の芝グラウンドの適正な管理のため、西洋芝(ティフトン等)の競技用芝グラウンドを3年以上管理した経験を有する専門職員(グラウンドキーパー)を1名以上配置すること。

ただし、芝グラウンドの管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその能力を有する者により管理 させること。なお、この場合においても、指定管理者は、競技用芝グラウンドを通算で3年以上管理した 経験を有する職員を1名以上配置すること。

(8) 布勢公園内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定 1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。

ただし、植栽の管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、3年以上の植栽管理経験を有する職員を1名以上配置すること。

(9) その他施設の管理に当たって、本仕様書及び法令等により資格、免許等が必要とされる場合には、必要な資格者等を配置又は確保すること。

なお、資格者等の配置は、上記(4)の専任の職員を除き、県と協議の上、複数の資格等を有する職員 が兼務できること。

- (10) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとすること。
- (11) 理事以外の役員の職(これに準ずる職を含む。)であって、指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を行う職にある2名以上の者に、次に掲げる職務を行わせるものとすること。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為(これらに相当するものを含む。)に違反し、又は著しく不当な事項があると認めたときには、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。
 - ウ 上記イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

9 その他

(1) 県内発注

指定管理者は、管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めること。特に委託、工事請負については、原則として県内事業者に発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者に発注する必要が生じた場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

(2) 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者(65歳以上)の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- ア 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
- イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画 書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。
- (3) 県、関連施設管理者等との連携業務
 - ア 指定管理者の業務範囲である有料公園施設の利用許可、公園施設における行為許可及び占用許可(都市公園法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に限る。)以外の次の許可については、県がその許可業務を直接行うため、当該申請及び問い合わせ等があった場合は、速やかに県に連絡すること。なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。(行為許可及び占用許可は、現在、県が行っているが、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。)
 - (ア) 公園施設の設置管理許可(都市公園法第5条)又は占用許可(同法第6条(※)) 布勢公園内に公園施設又はそれ以外の工作物等を設置等する場合

※都市公園法第7条第1項第6号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、布勢公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設置する場合は指定管理者が許可を行う。

- (イ) 行政財産の目的外使用許可(鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)第1 1条)
- イ 公園管理を円滑に行うために、アの(ア)及び(イ)の許可を受けた者(以下「許可施設管理者」という。)と必要な協議及び連携を行うこと。なお、布勢公園における許可施設管理者は、別添の許可施設一覧表のとおりである。
- ウ 指定管理者は、許可施設管理者が管理する施設の建物の管理を行うとともに、許可施設管理者と協議 の上、水道光熱費等の経費を負担させること。
- エ 許可施設管理者がその職員の通勤のために、指定管理者の管理する公園施設内の駐車場等を使用しようとする場合には、許可施設管理者は、県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県に納入する必要がある。この場合において、県は指定管理者に公園施設の管理に支障がないことを確認の上、許可することとしているので留意すること。
- オ 県がその業務に必要とする資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力し、及び対応すること。

(4) 県が実施する工事等

- ア 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応 じ、県が施設の改修を行うことがある。
- イ 指定期間中、県において施設の一部を修繕し、又は改修する必要が生じた場合においては、県は指定 管理者と実施時期等を協議することとなるので、指定管理者は県が行う修繕又は改修の実施に協力する こと。
- (5) 記録等の作成・保存

管理運営並びに経理状況に関し帳簿類等を整理し、県がこれらに関する報告や実地調査を求めた場合には、指定管理者は速やかにこれに従うこと。

なお、収支状況及び業務記録は、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類等は指定管理 期間終了後5年間保存すること。

(6) 守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。

- (7) 備品の管理
 - ア 指定管理者は、施設の運営に支障を来たさないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕を速 やかに行うこと。
 - イ 県が貸与した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

県は、別添の県貸付物品一覧に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定 管理者へ無償で貸し付ける。

なお、備品の借受者である指定管理者は、当該備品を適正に管理すると共に、県が必要と認めたとき、又は貸付期間中に1回以上、当該貸付契約上の貸付物品と現物を照合し、その結果を県に報告すること。

また、貸付物品をき損し、又は亡失したときは、直ちに物品亡失(損傷)報告書により県に報告すること

- ウ 指定管理者は、県が貸与した備品が不用となった場合には、県に返還すること。
- エ イにより備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、備品台帳により整理すること。県の所有備品の管理を適正に行うため、備品の取扱責任者を設置すること。
- オ 備品のうち公園利用者に貸し出すものは、利用料金を知事の承認を得て定め、指定管理者が定める規程により貸し出しを行うこと。
- カ 備品の修繕が必要な場合は、指定管理者の修繕業務(発注1件当たり250万円未満に限る)の範囲 で実施すること。
- キ 備品の更新及び新設を希望する場合は、指定管理者が購入計画を作成し、県に提出すること。

県は、購入の必要性があると判断したものについて購入し、指定管理者に貸与するものとする。

- ク 県の所有物品については、次の行為をしてはならない。
- (ア) 他の用途に使用すること。
- (イ) 県の許可なく加工、改良を加えること。
- (ウ) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に県へ協議し、その承認を得た場合を除く。
- ケー県が貸与する備品のうち、自動車については、上記のほか次の点についても留意すること。
- (ア) 交通法規の遵守、交通事故の防止及び安全運転を行うとともに、県民の信頼を損なわないように使用すること。
- (イ) 自動車検査証の有効期間満了前に、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に定める継続検査を受検すること。また、加入済みの自動車賠償責任保険及び任意保険の保険料を支払うこと。
- (ウ) 交通事故により第三者に与えた損害は、任意保険への加入により指定管理者が損害を賠償すること。
- (エ) (イ) 及び (ウ) のほか事故等による修繕に必要となる経費は、指定管理者の負担とすること。 ※備品とは、性質、形状を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。
- (8) 鳥取県アーチェリー協会所有の物品の貸付

県が鳥取県アーチェリー協会と使用貸借契約を締結している下記の物品については、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付ける。なお、管理にあたっては、(7)の備品と同様に行うこと。

名称	規格	数量	備考
アーチェリー的台 (脚)	L1900mm×W1040mm×H125mm(13台	アーチェリー協会
	組立前)		所有
台車(的台運搬用)	L1410mm×W803mm×H820mm	2台	アーチェリー協会
			所有

(9) AED (自動体外式除細動器) の管理

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAE Dを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理を行うこと。

※AED (自動体外式除細動器) の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、 電気ショックを与えることができる医療機器。

- イ 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。
- (ア) AEDを常時使用できるよう、年1回以上定期点検すること。
- (イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できることを確認すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれのあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。
- ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。
- (10) J-ALERT (全国瞬時警報システム) の取扱い
 - ア 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的 として J - A L E R T を設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深 め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。
 - ※J-ALERT(全国瞬時警報システム)の概要

緊急地震速報のほか津波警報、国民保護に関する情報などを施設内に自動的に放送するシステム。 イ 指定管理者は、次のとおり管理運用を行うこと。

- (ア) 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、施設職員に対する周知に努めること。
- (イ) J-ALERTを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。
- (11) 県立施設予約システムの取扱い

- ア 県では、県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約システム(以下「予約システム」という。)を導入しており、指定管理者は予約システムを利用して予約業務を行うこと。
- イ 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財 政改革推進課に連絡すること。
- ウ 予約システムに係る運用保守経費は、県が負担する。ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理 者の負担において実施すること。
- (12) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限こついては県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(13) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(14) 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み(予定価格)により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電
	気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法によ
	り電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により
	電力調達の契約を締結する。

(15)環境に配慮した施設運営

利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房、散水等において省エネルギーに努めるとともに、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を使用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど再利用に努めること。

(16) 喫煙対策

建物内は原則、禁煙とし、必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。

(17) 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱い

指定管理者は、管理運営に当たり、特許権等法により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続をし、経費等を負担すること。

(18) 指定期間終了後の引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑にかつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

- (19) 前指定管理期間中に受けた利用申込等の取扱い
 - ア 前指定管理期間中に受けた令和6年4月以降の利用申込については、これを引き継ぐこと。
 - イ 令和6年4月以降に指定管理者が利用料金を値下げすることに伴い、前納の利用料金から返還が生じる場合は、利用者に対する有利な遡及であり、指定管理者はその差額を当該利用者に返還すること。なお、指定管理者が利用料金の値上げをした場合には、当該値上げに伴う追加徴収はできない。

- ウ 上記の取扱いは、次期指定管理者の引継ぎにおいても同様とする。
- (20) 職員等の施設内駐車場の使用

指定管理者の職員及びその業務の一部の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のため施設内駐車場等を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県に納入する必要があること。

(21) ネーミングライツの取扱い

布勢公園の愛称に係る施設命名権(以下「ネーミングライツ」という。)については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの契約期間で県、ヤマタホールディングス株式会社及び公益財団法人鳥取県スポーツ協会との間で契約を締結し、以下の業務を行っているところだが、この契約期間満了後、当該ネーミングライツが継続され、又は新たなネーミングライツが導入されたときも同様に以下の業務の実施に協力すること。

- ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。
- イ 布勢公園で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたい との希望が示された場合は、県に報告すること。
- ウ 4に規定する施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせて、布勢公園内に設置されている愛称 及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検を実施し、補修等が必要な場合に県へ報告するこ と。
- (22) ドクターヘリ及び防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場として使用

球技場と中央広場については、ドクターヘリ又は防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場として使用する場合がある。離着陸場として使用する場合は、公園利用者の安全の確保に協力すること。

<添付資料>

- (1) 芝グラウンド利用基準(資料A)
- (2) 体験学習プログラム例(資料B)
- (3) 自動販売機設置状況一覧(資料C)
- (4) 県貸付物品一覧(資料D)
- (5) ふれあい広場改修工事計画平面図(資料E)
- (6) 布勢総合運動公園維持管理仕様書(資料F)